

90-270

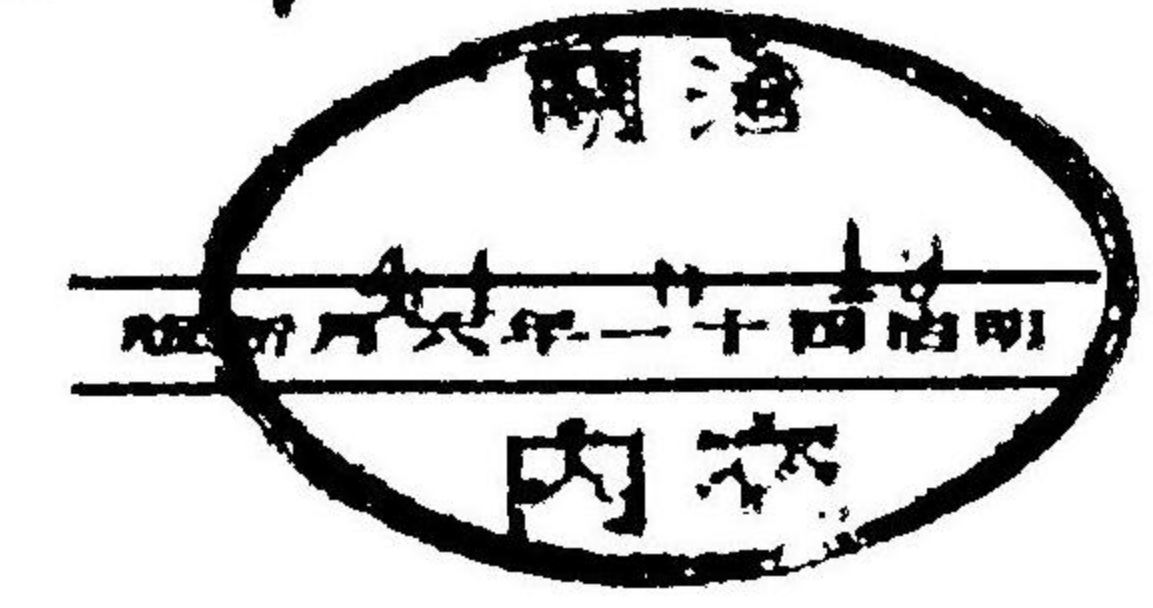
財政學

東京帝國大學法學科大學教授
法學博士

金井延校閱

法學士

中島悌三郎著



東京

金港堂書籍株式會社

序

天下の事簡なれば則ち知り易く繁なれば則ち知り難し此れ理の常なり一國の財政も亦然り財政の繁今日より甚しきは無し昔時社會の進歩せざる時代に於ては財政も亦從て簡なりしを以て之を會得するに於ても未だ甚しき困難を感じざりしと雖世運の隆盛に伴ひ次第に繁を加ふるに至り現今に於ては枝に分れ派に別れ千塗萬轍參錯紛亂して之を知ることを甚難し我國四千餘萬の臣民が其の私經濟に因る収益所得を國家の爲めに貢獻する所毎年二億餘にして之を平均するときは老幼男女を問はず年々一人の貢獻する所

無慮二十國を出づ我國今日の經濟状態に在ては此平均年額未だ必しも輕且少なりと謂ふ可からず然りと雖國家の自存と隆盛とを圖らんとせば國家の政務は一日も之を廢す可からず苟も國家の目的として果して其の必要あらば之を二倍するも還た又五倍するも吾人臣民は敢て之を辭す可きに非ず吾人は益々勇往邁進して經濟界の中流に棹し國家の經費を辨ぜざる可からず蓋し是れ國家の構成分子たる臣民の義務なればなり然れども翻て惟ふに政府の施設は果して盡く肯綮に當るや否や歲計豫算は果して眞に必要なものに出づるや否や未だ遽に首肯す可からざるもの

あり近來政府の施設にして朝に興し夕に廢し恰も一の定見無きが如きものあり世運の進歩駁々止まずと雖其中自から一定の秩序を存す可きものにして朝三暮四此の如き急變ある可きものに非ず畢竟是れ政府が財政の何たるかを解せざるの罪なり轉じて議會の行動を見るに徒に喧々囂々を事とし恰も一の定見無きが如く其の能く明かに是非曲直を指示して政府の惑を解く者鮮し是れ畢竟議會が財政の何たるかを解せざるの罪なり政府の爲す所盡く是にして議會の云ふ所盡く非なるか議會の云ふ所盡く正理にして政府の爲す所盡く不法なるか政府議會交々論を戦はし

辯を弄し恰も群盲が古器を評するが如きは一の奇觀
に非ずや

抑財政は國家其他の政治團體(即ち府縣郡市町村)の營
む經濟にして即ち政治團體が其の獨立自存を全うし
公共の需用を満さんが爲めに財産を求め其の得たる
財産を使用するに悉く秩序ある經濟的活動を要す此
の活動を財政と云ふなりされば財政は國家百般の政
務の因て以て舉る基にして國家の治亂興亡一に之に
繋り國民の頭上に直接間接の影響を及ぼすこと是よ
り大なるもの無し故に其の果して永遠の目的を有す
るや否や其の果して肯繁に當るや否やは政府が當に

慎重に研究確定す可きものにして國民の當に息を凝
らし眉に唾して監視す可きものなり況んや世論を代
表し又は之が啓發を以て任とする政治家たる者は特
に財政を精査し監督し滔々の浪を涓々の始に遏むべ
き責任ある豈敢て贅言を要せんや而して其の實際に
料理鹽梅し監督精査せんには先づ其の料理鹽梅監督
精査す可き事物の性質如何を熟知すること其の流を
尋ねて以て其の源を知り其の葉を尋ねて以て其の根
を知るが如くならざる可からず

然るに身政府の要職に居り議會の要席を汚し仰ては
則ち治亂興亡の跡を論じ俯しては則ち國務の調理を

事とするの士にして其の治亂興亡の自りて出づる所
に至りては則ち茫然として知らず豈耻づ可きに非ず
や治亂興亡の自る所を知らざるは是れ固より耻づ可
きなり言ひて言の自る所を知らず動て動の自る所を
知らず而かも其の言動に基て喜怒離合するも皆其の
自る所を知らざるは是れ又大に耻づ可きなり治亂興
亡の自る所を知らざるときは或は之を識者に問ふこ
とを得んも一身の言動喜怒離合の自る所を知らずん
ば將に諸を何人に問はんとするか噫一般臣民にして
財政の要義を解せざる未だ憂ふるに足らず苟くも身
爲政家たり議員たるものにして之を解するもの無く

空しく嚇々の名を避けて碌々の毀を受くるに至りて
は則ち普天の下之を解する者其れ誰ぞや然らば則ち
吾人は何を以て國家の獨立自存を計らんとするか何
を以て自から東洋の覇國を以て居らんとするか
本書は固より予が研鑽の結果を發表して識者の高教
を仰がんが爲めに非ず時世は斯學の概念を要求する
こと切なりと信するが故に之が要求の一端を充たさ
んが爲め國民讀本として斯學の要領を論じたるに外
ならず故に高尚深遠なる理論と粒覆緻密なる沿革と
を論ずるが如きは固より本書の主旨に非ず故に一個
の科學として體裁及び議論の完備せんことは予の期

序
する所に非ざるなり本書の主旨此の如し而して時世の急須は予をして材料の選擇文章の琢磨を恣にするを許さず讀者請ふ之を恕せよ
終りに臨て本書が金井先生の著述に負ふ所多きと先生が公私の用務多端の折柄親しく校閲の勞を賜はりたることは余の深く感謝する所なり又本書を成すに當り同窓の親友是一郎馬場君の力に俟ちたるもの多きことは特に記して感謝せざるを得ざるなり讀者之を諒せよ

著者識

財政學目次

緒論

第一章	財政の意義	一
第二章	財政の特質	五
第三章	財政學及び之れと諸學科との關係	一〇
第四章	財政學の部門	一三
第五章	財政學の沿革	一七
第一編	經費論	二六

第一章	經費の觀念並に財政學上に於ける地位	二六
第一節	經費の觀念	二六

第二節 經費の財政學上に於ける地位……………二九

第二章 經費の原則……………三〇

第一節 政治上の原則……………三一

第二節 國法上の原則……………三三

第三節 經濟上の原則……………三四

第三章 經費の分類……………四〇

第一節 物品費と人員費……………四一

第二節 實物費と貨幣費……………四四

第三節 徵收費と一般行政費……………四五

第四節 經常費と臨時費……………四六

第五節 生産的經費と不生産的經費……………五〇

第六節 内國費と外國費……………五二

第七節 憲法上の經費と行政上の經費……………五二

第二編 收入論……………七七

緒論……………

第一部 私經濟的收入論……………八一

第一章 官有財産……………八五

第一節 官有財産の管理……………八六

第二節 財産官有の利害及び拂下……………九〇

第三節 官有森林……………九五

第二章 官業……………九七

第一節 工業……………九七

第二節 商業……………一〇〇

第三節 交通業……………一〇三

第一款 鐵道……………一〇四

第二款 郵便及び電信(電話)……………一〇八

第三款 富籤……………一一一

第二部 公經濟的收入論……………一一四

第一門 手数料論……………一二四

第一章 手数料の觀念……………一二五

第二章 手数料の種類……………一二九

第三章 手数料の徵收方法……………一三二

第四章 特別徵課……………一三一

第二門 租稅論……………一三三

第一章 租稅の觀念……………一三三

第二章 租稅徵收權の根據……………一三七

第三章 租稅の術語……………一三八

第四章 租稅の原則……………一四〇

第一節 財政上の原則……………一四二

第二節 正理上の原則……………一四六

第三節 經濟上の原則……………一五三

第五章 租稅負擔の移轉轉嫁……………一五五

第六章 租稅制度並に賦課手段……………一五八

第一節 租稅制度……………一五八

第二節 賦課手段……………一六〇

第七章 租税の分類.....一六三

第一節 實物税と貨幣税と營力税.....一六四

第二節 常時税と臨時税.....一六五

第三節 配賦税と定率税.....一六六

第四節 直接税と間接税.....一七〇

第五節 内國税と國境税.....一七一

第六節 收益税と財産移轉税と消費税と人身税と財産所有税.....一七三

第一款 收益税.....一七三

第二款 財産移轉税.....一七四

第三款 消費税.....一七六

第四款 人身税.....一七六

第一項 人頭税.....一七六

第二項 等級税.....一七七

第三項 一般所得税.....一七八

第五款 財産所有税.....一八〇

第八章 地租.....一八二

第九章 家屋税.....一八四

第十章 利子税.....一八六

第十一章 職業税.....一八八

第十二章 營業税.....一九二

第十三章 直接消費税.....一九五

第十四章 間接消費税.....一九六

第一節 食鹽税.....一九九

第二節 砂糖税.....二〇〇

第三節 酒類税.....二〇〇

第四節 煙草税.....二〇一

目次.....七

第十五章 國境税……………二〇三

第十六章 交通税……………二〇七

第十七章 直接税と間接税との比較……………二一〇

第十八章 単税主義と複税主義……………二一七

第十九章 地方税……………二二一

第三編 收支適合論……………二二五

緒論……………二二五

第一章 國債と租税との關係……………二二六

第二章 國債の分類……………二二八

第三章 流動國債……………二四五

第一節 流動國債の種類……………二四七

第二節 不換紙幣……………二五一

第四章 固定國債……………二五三

第一節 永遠國債……………二五四

第二節 有期國債……………二五五

第五章 國債の發行……………二五九

第六章 國債の管理……………二六九

第一節 借換……………二六九

第二節 買入……………二七一

第七章 國債の償還……………二七二

第八章 地方債……………二七七

第一節 地方債の發行……………二七八

第二節 地方債の償還……………二八〇

第四編 財務行政論……………二八三

緒論……………二八三

第一章 財務行政の組織……………二八四

第二章 豫算の觀念……………二八八

第三章 豫算案の調製……………二九〇

第一節 調製の機關……………二九〇

第二節 調製の方法……………二九三

第四章 豫算案の議定……………二九五

第一節 議定の範圍……………二九六

第二節 豫算の不成立……………二九九

第五章 仕拂制度 金庫制度 計算制度……………三〇一

第一節 財政上の命令權……………三〇三

第二節 金庫制度……………三〇五

第三節 計算制度並に記帳……………三〇六

第六章 豫算の施行……………三一

第一節 施行の時期……………三一

第二節 施行の方法……………三一二

第七章 監督制度……………三二七

第一節 監督機關……………三二八

第二節 決算……………三三〇

財政學目次畢

財政學細目

緒論

第一章 財政の意義……………一

人類の目的並に國家組織を成すに至りし理由○國家○自治團體○聯合國家
○財政と財務

第二章 財政の特質……………五

政治團體と各個人との經濟的活動に於ける根本的差別一(一)空間的基礎(二)
財政權○公經濟と私經濟との異なる點○廣義の財政と狹義の財政

第三章 財政學及び之れと諸學科との關係……………一〇

財政學とは何ぞや○財政學の經濟學上に於ける地位○財政學と密接の關係を
有する諸學科一(一)政治學及び純正經濟學(二)歴史及び統計○學問と技術と
實行との別

第四章 財政學の部門……………一三

經費論○收入論○收支適合論○財務行政論

第五章 財政學の沿革……………一七

ホーゲン氏○官房學派○ケネー氏○地租單稅說○スミス氏○富國論○社會政
策學派○財政學の著書

第一編 經費論……………二六

第一章 經費の觀念並に財政學上に於ける地位……………二六

第一節 經費の觀念……………二六
定義○文明の程度と經費の多寡○經費の發展○經費と國民の社會的思想

第二節 經費の財政學上に於ける地位……………二九

第二章 經費の原則……………三〇

第一節 政治上の原則……………三一

第二節 國法上の原則……………三三

第三節 經濟上の原則……………三四

第三章 經費の分類……………四〇

第一節 物品費と人員費……………四一
國家が其需用物品を直接に自ら生産するの可否○官吏の俸給

第二節 實物費と貨幣費……………四四

第三節 徵收費と一般行政費……………四五
此區別の實益

第四節 經常費と臨時費……………四六
此區別の實益○臨時費にして財政上又は國民經濟上永久的使用の資本として
要する經費○此區別を極端に買かんとするは非なり

第五節 生産的經費と不生産的經費……………五〇
直接生産的經費○間接生産的經費○實際上經費の生産的と不生産的との別は
一定の標準を以て決定することを得ず

第六節 内國費と外國費……………五二
外國費の範圍の擴大○此區別の實益

第七節 憲法上の經費と行政上の經費……………五二
第一款 憲法上の經費……………五三
第一―元首費
第二―議會費、經費支給の可否
第三―中央官廳費

第二款 行政上の經費……………五八

第一—國防費—軍制組織の利害—(一)民兵制度—(二)徵兵制度—(三)軍事會計
第二—司法費—(一)司法省費—(二)裁判所費—(三)監獄費—(四)保安警察費
第三—外務費

第四—內務費—種類—(一)統計に關する經費—(二)交通機關に關する經費
—(1)道路に關する經費—(2)航海に關する經費—(3)鐵道、郵便、電信、電
話に關する經費—(三)土木に關する經費—(四)產業に關する經費—(1)
貨幣度量衡に關する經費—(2)信用制度に關する經費—(3)工業獎勵に關
する經費—(4)與賣特許費—(5)實業教育費—(五)衛生に關する經費—(1)豫
防的衛生費—(2)恢復的衛生費—(3)賑恤救貧に關する衛生費—(七)教化
に關する經費—(1)初等教育費—(2)專門教育費—(3)社會教育費—(4)宗教費
(八)財務費

第八節 既定費と暫定費……………七四

此區別の否認論○此區別の必要なる理由

第二編 收入論……………七七

緒論

收入○歲入○歲入に非ざる收入○經常歲入と臨時歲入○經濟的歲入と非經濟
的歲入○公經濟的收入と私經濟的收入○私經濟的收入の種類—(一)官有財產

第一部 私經濟的收入論……………八一

收入—(一)官業收入—(二)歲入の財政上に於ける地位

私經濟的收入の財源と國家の財產○公產○行政上の財產と財政上の財產○私
經濟的收入の財政學上に於ける地位○官有財產と官有特權○官有財產收入並
に官業收入の種類及び内容○准私價と公價○私經濟的收入の財源

第一章 官有財產……………八五

第一節 官有財產の管理……………八六

直接管理法○小作法—(一)定期小作法と水代小作法—(二)一般小作法と特別
小作法—(三)大小作法と小小作法○委託管理法

第二節 財產官有の利害及び拂下……………九〇

財產官有の利害—(一)財政上の利害—(二)經濟上の利害—(三)政治上の利害○拂
下に關する注意

第三節 官有森林……………九五

第二章 官業……………九七

第一節 工業……………九七

獨占的官業收入

第二節 商業……………一〇〇
 官立銀行の是非……………一〇〇

第三節 交通業……………一〇二
 官營交通業の收入に關する學說……………一〇四

第一款 鐵道……………一〇四
 鐵道の國有論及び民有論—英米主義と大陸主義○國有鐵道の賃金……………一〇八

第二款 郵便及び電信(電話)……………一〇八
 郵電資金○郵電資金收納に關する國際的の制度……………一一一

第三款 富籤……………一一一
 種類—(一)クラウセン、ロツテリ(二)ソアレン、ロントー(三)ソツヰソク、
 ロツテリ(四)チンセン、ロツテリ……………一一一

第二部 公經濟的收入論……………一一四
 公經濟的收入と私經濟的收入と異なる點……………一一四

第一門 手数料論……………一一四

第一章 手数料の觀念……………一一五

第二章 手数料の種類……………一一九

定義○手数料の要件○手数料の免除○手数料と租税との異なる點

- 第一—國庫手数料と官吏手数料
- 第二—確定手数料と不確定手数料
- 第三—單獨手数料と併合手数料
- 第四—普通手数料と特別手数料
- 第五—司法手数料と行政手数料
 - 其一—司法手数料—(甲)訴訟手数料—訴訟手数料徴收の理由—訴訟手数料の限度(乙)非訟手数料—財産移轉税と手数料との別
 - 其二—行政手数料
 - (一)衛生及び教育手数料
 - (二)經濟政策上の手数料—貨幣鑄造料○度量衡檢定料○營業免許料と營業税との別

第三章 手数料の徴收方法……………一二九

- (一)直接徴收法—(イ)請負法(ロ)國庫法
- (二)間接徴收法

第四章 特別徴課……………一三一

定義○特別徴課の財政上に於ける地位○特別徴課と租税及び手数料との異同

第二門 租稅論.....一三三

第一章 租稅の觀念.....一三三
定義—諸學者の定義○租稅の財政上に於ける地位

第二章 租稅徵收權の根據.....一三七
國家の起原、性質、目的、○共同基金○君主の特權に非ず

第三章 租稅の術語.....一三八
稅源○課稅物件○租稅の單位○稅率又は稅步○租稅の主體○租稅の客體○租稅負擔○租稅原簿及び租稅目錄○稅則

第四章 租稅の原則.....一四〇

第一節 財政上の原則.....一四二

第二節 正理上の原則.....一四六

第三節 經濟上の原則.....一五三

第五章 租稅負擔の移轉(轉嫁).....一五五
配轉—前轉—後轉

第六章 租稅制度並に賦課手段.....一五八

第一節 租稅制度.....一五八
中央行政と地方行政

第二節 賦課手段.....一六〇
精算法と概算法○純所得と應能力

第七章 租稅の分類.....一六三

第一節 實物稅と貨幣稅と勞力稅.....一六四

第二節 常時稅と臨時稅.....一六五

第三節 配賦稅と定率稅.....一六六
定率稅—比例稅と累進稅及び其利害

第四節 直接稅と間接稅.....一七〇

第五節 內國稅と國境稅.....一七一

第六節 收益稅、財產移轉稅、消費稅、人身稅、財產所有稅.....一七三

第一款 收益稅.....一七三

第二款 財產移轉稅.....一七四

第三款 消費税……………一七六

第四款 人身税……………一七六

 第一項 人頭税……………一七六

 第二項 等級税……………一七七

 第三項 一般所得税……………一七八

 第五款 財産所有税……………一八〇

第八章 地租……………一八二

 土地の收益—(一)地代(二)資本の收益(三)勞力の收益○收益額確定法—(一)認定法—(二)審帳法(三)申告法

第九章 家屋税……………一八四

 家屋の種類—(一)農家(二)市家(三)工場○課税額決定法—(一)階層法(二)評定法(三)申告法

第十章 利子税……………一八六

 公債課税論

第十一章 職業税……………一八八

第十二章 營業税……………一九二

 營業税と所得税との別○農業に對する課税否認論○收益調査法—直接法—間接法—折中法

第十三章 直接消費税……………一九五

第十四章 間接消費税……………一九六

 財政上の獨占營業

 第一節 食鹽税……………一九九

 第二節 砂糖税……………二〇〇

 第三節 酒類税……………二〇〇

 第四節 煙草税……………二〇一

第十五章 國境税……………二〇三

 (一)通過税—輸出税—輸入税(二)保護的國境税—財政的國境税○税關制度

第十六章 交通税……………二〇七

證券印紙税(1)不動産移轉税(2)手形税(3)取引所税(4)發行税(5)受取證及び小切手税○登録税

第十七章 直接税と間接税との比較……………二二〇

第十八章 単税主義と複税主義……………二二七

地租主義—資本税主義—所得税主義—消費税主義○複税主義○結論

第十九章 地方税……………二三一

(一)獨立税(二)附加税○地方税の特徴

第三編 收支適合論……………二二五

緒 論……………二二六

歳出歳入の不平均○適合手段—(1)國有財産賣却法(2)非常準備金法(3)租税法

(4)國債法○結論

第一章 國債と租税との關係……………二三八

第二章 國債の分類……………二四五

(一)生産的國債—不生産的國債

(二)擔保附屬債—無擔保國債

(三)外國債—内國債

(四)直接國債—間接國債

(五)強制國債—任意國債

直接強制國債—間接強制國債○受國國債

(六)流動國債—固定國債

第三章 流動國債……………二四五

固定國債と異なる點

第一節 流動國債の種類……………二四七

第一 財政上の流動國債

(一)大藏省證券(二)一時借入金(三)不換紙幣(四)銀行紙幣

第二 行政上の流動國債

第三 經濟上の流動國債

第二節 不換紙幣……………二五一

第四章 固定國債……………二五三

第一節 永遠國債……………二五四

第二節 有期國債……………二五九

有期國債の利害○有期國債の種類—(一)一時拂(二)隨時拂(三)定期拂(四)年

金一有期年金○終身年金○トンチン法

第五章 國債の發行……………二五九

發行方法(甲)強制發行(乙)任意發行(1)愛國發行(2)契約發行(3)一般發行と限地發行(4)直接發行と間接發行(5)委託發行と委任發行(6)平價發行(7)富藏付發行と割引發行(8)割引發行の存する理由(9)國債配分法(1)比例法(2)小額無減法(3)高價無減法

第六章 國債の管理……………二六九

第一節 借換……………二六九

第二節 買入……………二七一

第七章 國債の償還……………二七二

國債償還の利益○償還延延論(償還期行論)○償還方法(1)減債基金法(2)年金借換法(3)便宜償還法

第八章 地方債……………二七七

第一節 地方債の發行……………二七八

第二節 地方債の償還……………二八〇

第四編 財務行政論……………二八三

緒 論……………二八三

財務行政の意義並に一般行政法上の財務行政との別

第一章 財務行政の組織……………二八四

大藏大臣(大藏省)會計検査院

第二章 豫算の觀念……………二八八

定義○豫算制度○單豫算と複豫算

第三章 豫算案の調製……………二九〇

第一節 調製の機關……………二九〇

第二節 調製の方法……………二九三

歳入○歳出○繰分法(繰分法)析中法

第四章 豫算案の議定……………二九五

第一節 議定の範圍……………二九六

議定の目的

第二節 豫算の不成立……………二九九

豫算案議定權の根據—外國の法理—其一—其二—我國の法理

第五章 仕拂制度、金庫制度及び計算制度……………三〇二

第一節 財政上の命令權……………三〇三

第二節 金庫制度……………三〇五

合一金庫—局部行政金庫—各廳金庫○中央金庫—本金庫—支金庫

第三節 計算制度並に記帳……………三〇六

第六章 豫算の施行……………三一

第一節 施行の時期……………三一

第二節 施行の方法……………三一

(一)科目の流用(二)豫備費(1)補充費(2)非常費(三)追加豫算、訂正豫算、假
豫算(四)殘餘金

第七章 監督制度……………三二七

第一節 監督機關……………三二八

行政機關○專任機關○立法機關

第二節 決算……………三三〇

財政學細目畢

財政學

緒論

第一章

財政の意義

法學博士 金井 延校 閱
法學士 中島 悌三 郎 著

人類の目的
しす組織の
理に據るの
由至を國目

人類の目的に付ては、今日尙ほ依然として社會學上の問題に屬すと雖も、人は自己の生存を目的とするものなると、蓋し學者の疑を容れざる所なり。既に自己の生存を目的とすと雖も、孤獨の状態に在りては其生存を全うすると能はざるは、賭易きの理にして、人類本來の生理的並に心理的の状態は、人類をして共同生活を爲すに至らしめ、外界に存する種々の危害と必要とは、益、人類をして相近接し、團體的生活を爲すに至らしむ。されば人類が初め社會を成すに當り、今日に於ける國家組

織の理論を自覺したるに出でたるものに非ずとするも、夫妻親子の血族團體より、民族團體を経て地域團體に變じ、進みて目的團體に遷り、以て今日の國家組織を成すに至りたるものなることは、人類内外の關係上、必然の結果として、學者の疑を容れざる所なり。

國家

由是觀之、國家組織は、人類が其の生存を全うせんとするの目的を達する手段に外ならず。換言すれば、國家は國民の生存發達を目的とするものなり。故に國家は、此目的を達せんが爲めに必要な手段は、盡く採りて以て之れが施設を爲さざる可からず。是を以て、通常の状態に在りて、一般人民の爲さざる所、爲す可からざる所、若くは爲し能はざる所にして、國家の目的を達せんが爲めに必要なものに付て、國家は直接に若くは間接に保護獎勵して、以て之れが經營に當らざる可からず。近世法律を以て地方團體を認め之れに一定の權限を賦與し、其の權限内に於ける自治を許して、益、國家の目的を完成の域に近づかしめんとを期するに至れり。此等各種の自治團體に於ける經營は、直接には、各地方に適切なる政務を擧げて、該地方の生存發達を計るに在りと雖も、要するに、國家の目的を遂げ、以て人類の究竟目

自治團體

的を圓滿ならしめんとするの手段に外ならず。

又聯合國家なるものあり。二若くは二以上の國家が聯合して、國際間に一個の獨立政治團體として存在するものにして、其の聯合するに當りてや、各特殊の理由に基くが故に、其の體様にも亦種々ありと雖も、要するに、國際場裡に立て、關係國民の生存發達を完全ならしめんと欲するに出づるや、言を俟たざるなり」

聯合國家

需用及補償

斯の如く、今日現存する政治團體に種々ありと雖も、國家は固有の權力を以てし、聯合國家若くは地方自治團體は、各其の權限を以てして、各自其の目的に向て經營せざる可からず。大凡百般の施設は、團體の經營たると、各個人の經營たるとを問はず、經濟上の財貨に依らざるものなし。然るに團體の組織と同時に、團體に對する私有財産、自由勞力の別起り、團體が公共の目的を達せんが爲めに、財貨を要する場合と雖も、尙も私有財産若くは自由勞力を需用するに當りては、之れに對して相當の補償を爲さざる可からず。補償の實質及び程度は、時代に依り、同一なることを得ずと雖も、人智漸く發達して、生存競争益、激烈となるに迫んでは、公私自他の差別限界愈、明確となり、漸次純然たる無償若くは強制の需用を認めざるに至るを以て、

益、支出の區域を擴張し、曾て國有財産に依りて財政を維持したるものも、到底社會の進運に伴ふ經費を蔽ふ可からざるに至れり。然り而して、國家組織は固と民約に依るものに非ず、故に補償と云ふと雖も、必ずしも個別的具體的價值を以てするものに非ず、領土及び人民の安寧幸福を維持増進する一般的無形的價值を以てするは、團體の目的に適合し、人類本來の究竟目的に到達すべき最良手段として、補償の大なるものなり。何となれば、人民は之れに依て各自其の適從する所に於て、安んじて生産分配の事に従ふことを得ればなり。是れ國家の收入は、必ずしも一般經濟上の生産方法に依るものに非ずして、或場合に於ては一般有償又は行政報價の名義の下に、強制的取得ある所以なり。

斯の如くして、國家は其の目的を達せんが爲めに、支出を要し、支出を蔽はんが爲めに、收入を計るものなり。而して國家其他の政治團體の經營設備は、畢竟關係國民が究竟目的を達せんが爲めの經營施設に外ならざるを以て、此點より見れば、自己の行爲に因る費用は、自己が負擔すべきこと當然なりと雖も、其の負擔の方法と、負擔したる財貨の運用如何は、結局國家人民の盛衰消長に關するものなるを以て、公

共財産の設定管理並に運用は、須らく一定の秩序ある經濟的活動に依らざる可からず。此の公共的經濟活動は、一括して之れを財政と云ひ、經濟的行爲は、總稱して之れを財務と云ふ。

第二章 財政の特質

財政は、前章所述の如く、國家其他の政治團體が、國民公共の目的を達せんが爲めに、國民の負擔より成れる公共財産の設定管理並に運用を經濟的に營むものなりと雖も、國家としての國民全體の目的と、國民としての各個人の目的とは、必ずしも全然同一なるものに非ず。従て政治團體が、其の目的を達せんが爲めに必要なる手段に於ても、其の團體員たる各個人が採る所の手段と、異なるものある可きは、當然なり。而して政治團體も亦各個人と同一の經濟的活動を爲す場合なきに非ず。此場合に於ては、二者の據る可き準則も、亦同一なる可きは、言を俟たずと雖も、二者の經濟的活動には、根本的に差別あるものにして、其の差別の標準は、空間的基礎及

び財政権を有すると否とに在り。政治團體は、皆領域を以て成立要素となし、其の領域内に於て國家は權力を有し、聯合國家及び地方自治團體は一定の権限を有するものなり。反之各個人は、法令の制限に従ひ、國家の領域内に、土地の所有權を有し得るに過ぎず、故に其の目的が均しく公共の利益を擧ぐるに在りとするも、各個人は其の土地に對して絶對的の處分を爲すことを得ず、換言すれば財政の主体たることを得ざるなり。又國家組織に於ては、主權が唯一の要素たることは疑を容れず、而して主權の作用として、國家は政務の施行に必要な財貨を收納し、之れが管理運用を爲すの能力を有す。即ち財政権是れなり。聯合國家及び地方自治團體も亦各自其の権限の範圍内に於て、此の能力を有す。反之各個人は、自己の目的を達せんが爲めに、他人の財産を徴收し、管理し、若くは其他の所分を爲すことを得ず。是れ根本的に政治團體の經濟的活動と、各個人の經濟的活動との間に、差別を生ずる所以なり。

今公經濟と私經濟との異なる點を擧ぐれば左の如し。

第一 公經濟は、支出に因りて収入を定め、私經濟は、収入に因りて支出を定むる

(二) 財政権

公經濟と私經濟との異なる點

を原則とす。蓋し政治團體の存在を認め、之れが發展を期すると、各個人が對等關係の下に相互に自己の目的に向て活動すると、因果の關係に於て、前後あるは當然なり。

第二 公經濟は、政治團體の永久的存在を基礎とするを以て、之れが秩序及び計畫も亦永久的ならざる可からず。反之私經濟は、各個人の一時的存在を基礎とするを以て、之れが秩序計畫も、亦一時的なるを常とす。

第三 公經濟は強制的にして、私經濟は任意的なり。前者は強制的なるが故に租税を課し若くは國債を募り、自己の單獨意思に依りて或種の財産權を設定し、國民をして之れが負擔に任せしめ、又或種の物品と勞力とに對しては、獨占的需用者にして、或種の事業と設備とに對しては、獨占的供給者なり。例之、官吏の勞務、特種軍需品等は、各個人の需用を許さず、又郵便、電信、電話の事業、鹽煙草の製造販賣、其他軍事上、司法上等の設備に對して、各個人の經營を禁ずるが如き是なり。反之私經濟は、法令の制限の下に、全然一般的需用供給の關係に従て、活動するものにして、相互の間には任意的自由競争のみ行はれ、毫も命

令的強制的分子を存せざるなり。

第四 公經濟は、收支の適合を目的とし。私經濟は、收入の過剰を目的とす。蓋し公經濟は、單に其の目的を達するに必要な範圍内に於て、收入を計る可く、毫も其の必要の範圍外に出づ可からず。既に前章所述の如く、國家其他の政治團體は、國民全體の生存目的を達する手段なるが故に、其財務に關しても範圍に一定の制限あるは、當然の結果なり。反之私經濟は、富の増殖を標的として活動するものにして、目的の性質上收入の過剰を期す可きものたること、言を俟たざるなり。

第五 公經濟の結果は無形的にして、私經濟の結果は有形的なるを常とす。換言すれば、國家其他の政治團體の支出及び收入は、明かに數字上に現はると雖も、其の事業は概ね無形的なるが故に、到底數字上に之れが結果を計算すること能はず。反之私經濟に在りては、一定の生産費に伴ふて生じたる財貨の價値は、概ね之れを數字上に打算することを得。是れ其の結果の有形的なるに因るものなり。

政治團體とは、通常國家の外、尙ほ聯合國家と地方自治團體とを包含するものなることは、既に前章に述べたる所なり。而して此等の廣義に於ける公共團體は、地域に於て、權限に於て、各廣狹の差あり、又風俗習慣に於て異なるものあり、故に概括して政治團體の財政と云ふも、其の内容に於て、既に區別あるは當然なり。故に財政を論ずるに當りては、此等の團體を區別して攻究するの必要ありと雖も、政治團體の根本目的は、一定の地域に於ける人類の生存發達を完全ならしむるに在りて、此等の團體組織は、皆此の根本目的を達するの手段に外ならざるを以て、支出に於て、收入に於て、收支の適合に於て、並に之れが運用の機關及び方法に於て、大體上同一模型に従ふものにして、均しく公經濟たること明白なるが故に、本書に於ては、主として國家の財政を攻究し、唯著しく之れと異なる點に付ては、特に章を設け、若くは便宜に應じて、其の特質に論及する所あらんとす。

第三章 財政學及び之れと諸學科との關係

財政學とは何ぞや

財政學 (Finanzwissenschaft, The Science of the Finance) とは國家若くは其他の政治團體が其目的を達するに必要な財貨の設定、管理、運用の方法を論究する學問なり。故に財政學の職分は、國家其他の政治團體の支出及び收入に關する事實を觀察して、一般原則を發見し、事實問題に對して學理を應用するに在り。從來財政學を以て、租稅、歲計、豫算等に關する法規を、彙類解説するに過ぎざるものと、思惟せるが如し。然れども、此等の法規は經濟學、政治學、歷史學、統計學等と相待て、斯學の重要な基礎的材料を成すや明かなりと雖も、之れを以て唯一の資料なりと信ずるは謬れり。尙ほ財政學の意義を明かにせんが爲めに、左に財政學の地位、及び之れと他の諸學科との關係に付て、少しく研究する所あらんとす。

經濟學上の財政學

財政學は、經濟學の一部たる應用經濟學の一大部門なり。近來財政學の研究大に

地位に於ける

進み、斯學は全然諸種の學科より分離して、純然たる一の獨立學科たることを得るが如しと雖も、其の根據は明かに純正經濟學に在りて、經濟主體が唯國家若くは其他の政治團體なるが故に、之れが應用上種々の制限を生ずるに過ぎざるを觀る可し。故に余は財政學を以て、應用經濟學の一分科なりとなすものなり。

財政學の關係を有する諸學科
(一) 政治學
正及
經
濟

次に財政學と密接の關係を有する學科を擧ぐれば、先づ政治學殊に行政學及び純正經濟學の二とす。蓋し國家は有機的存在にして、消極的に之れが障礙を除去す可きのみならず、積極的に其の幸福を増進せざる可からず。而して此の目的を達せんが爲めには、國民經濟の中に在りて、支出と收入とをして、財貨の生産分配の間に適切ならしめざる可からず。故に財政の宜しきを得て、國家の目的を完全に遂行せんには、結局國民經濟を發達せしめざる可からず。是れ公經濟と私經濟とは密接の關係ありて、互に相俟て助長せざる可からざる所以なり。國務處理の手段たる財政の目的を達するは、國家の構成分子たる國民の義務なり。故に財政の標準は、國民の財産にして、國庫の收入の區域は、實に國民の負擔力に依りて定まるものなり。然り而して、政治學は國家の政務を論定するものにして、財政學の基本的

り。是れ政治學と純正經濟學とが、財政學と離る可からざる密接の關係を有する所以なり。

(二) 歴史及び統計

學問と技術と實行との別

此外、歴史は、時代の變遷に伴ふ公共財産の經過を示し、統計は、或國或時代に於ける實際上の状態を表し、財政學の原理原則を説明するに、缺く可からざる材料を爲すものなること明かなり。然り而して、此等の學科は、時と處とに制限あるものにして、財政學の東西に通し古今に亘る一般原則を研究するものと、範圍に於て大に異なるものありと雖も、財政學の主要なる材料たるや、疑を容れざるなり。終りに一言すべきは、學問と技術と實行とは明かに區別あるものにして、混同す可からざることは是れなり。學問 (Science, Wissenschaft) は理論に關し、技術 (Art, Kunst) は手段に關し、實行 (Practice, Praxis) は動作に關するものなり。蓋し實行は、理論又は技術に依りて其の運用を全うし、其の運用の結果として得たる經驗は、理論と技術の上に補ふ所あるものなれども、手段たる技術とは同じからず。要するに三者は相俟て完全するものなりと雖も、其の間に彼此區別あることを知らざる可からず。

第四章 財政學の部門

財政學の内容は、本書の目的として、攻究する所なるが故に、特に部門として説明するを要せざるが如しと雖も、茲に大體の部門に付き、概括的の説明を加へ、讀者をして先づ其の内容の一斑を會得せしむるは、本書を通讀する上に於て、裨益する所大なる可きを信ず。財政學は財務の實況より、分ちて左の四門となす。

- (一) 經費論
- (二) 收入論
- (三) 收支適合論
- (四) 財務行政論

第一門 經費論

先づ、本論を第一に置く所以は、財政は出づるを計て入るを制するの原則上、當然の順序なるを以てなり。經費論は一に歳出論と云ひ、諸般の經費の種類、性質及

論第一經費

び統計等を論究するものとす。而して経費の種類性質は、國家學殊に政治學の知識を俟て明かなるもの多し、是を以て財政學上特に経費を論ずるは、全く無益のことに屬すと爲す者なきに非ずと雖も、経費は既に述べたるが如く、財政學の骨子にして、之れあるが爲めに財政の存する所以を知らば、論者の言の謬れること明瞭ならん。

第二、收入論

第二門 收入論

本論は一に歳入論と云ひ、主として経費に應ず可き諸般の收納を論ずるものにして、諸種の官業、手数料、租税等に關する原理原則を攻究するものとす。財政に關する原理原則は、主として本論に於て見る可きもの多きを以て、學者中或は財政學は收入論なりと爲す者なきに非ず。佛國ボーリュー氏の如きは、經費に付ては殆んど論及する所なく、主として本論に力を用ゐたるが如し。獨逸の學者中、亦此主義を採る者少からずと雖も、實質的議論の多少と内容の如何とに見て、直ちに彼此輕重の別を立て、他を排斥し去らんとするは、固より當を得たるものには非ざるなり。

第三、收支適合論

第三門 收支適合論

本論は、收入支出の適合を計るに在りて、其の論ずる所は、主として收入の支出を蔽ふ能はざる場合にして、本論の實質より觀れば、收入論の一部なりと云ふを得ざるに非ず。而して其の收入に付ても、亦主として公債を論ずるを以て、或は之れを公債論と稱する者なきに非ずと雖も、適合の手段として取る可きものは、單に公債のみに非ずして、官有財産の賣却、非常準備金、償金、寄附金若くは租税の新設増徴等種々ある可きを以て、單に公債論となすは、明かに誤なり。況んや理論上より言へば、適合とは收支の適合に在るを以て、收入の支出に超過する場合をも、含む可きものなるに於てをや。

次に、政府發行の紙幣は、本論に於て攻究す可きものなりや否や。紙幣の發行は、現今露國等の盛に行ふ所にして、西比利亞鐵道の如きは、全く紙幣の手段に依りて經營せられたるものなり。我國に於ても亦維新の際、及び十年戦争の當時、不換紙幣を發行して經費の不足を補足したることあり。此等は果して政府の債務として、本論中に研究す可きものなりや否やは、多少議論の餘地なきに非ずと

雖も、苟も交換の媒介たる可き財貨に、代用するものならんには他の證券發行と同じく、國家の債務にして收支適合の手段に外ならずと言ふも、敢て謬れりと謂ふ可からざるなり。

第四財務
行政論

第四門 財務行政論

本論に於ては、歳出、歳入及び收支適合の三者をして、各其の效用を全うせしむる所以の方法を攻究するを目的とす。故に本論に於ては、財務を處理する行政機關の組織、歳計豫算及び會計に關する事項を論究し、以て財務運用の理法を完了せんとするものなり。學者或は本論を以て行政學に屬す可きものと爲すと雖も、行政學及び行政法は、單に行政の法理を論ずるを主とし、行政の實際及び技術に付ては、全く顧みざるか、或は僅かに論及することあるも、唯法理を説明するの手段として、之れに及ぶことあるに過ぎず、二者の關係は、密着して離る可からざるものありと雖も、範圍に於て、性質に於て、異なる所あるを知らざる可からざるなり。

第五章 財政學の沿革

太古より中世に亘りて、財政の運用其の妙を極めたるものなきに非ずと雖も、之れが學理的研究の起りたるは、實に近世紀の初葉に在り。其のこゝに至りたる原因は、種々ある可しと雖も、要するに、國家觀念の變遷、貨幣經濟の發達、新世界に於ける銀坑の發見等は、其の主たるものにして、社會の發達進歩に伴ふ諸般の現象は、廣汎なる知識を要する財政學の研究に好資料を與へ、漸次之れが原理原則を發見せんとするに至れるものなり。

希臘羅馬の古代に在りては、國家の財政に關する二三斷片零墨の今尙は存するものありと雖も、當時財政に關する學問の存在したる微證と爲すに足らず。降りて中世に及では、諸侯割據して封建の制度を爲し、諸侯王室の財産は國家の財産と差別なく、諸侯皆其の財産を以て政務を處理し、國家の政務は諸侯王室の家政に外ならざりしが、漸く中央集權の君主政體となりてより、諸般の制度の變遷に伴ひ、文明

の進歩技術の發達と共に、政務の内容を増加し、從て國費の膨脹を惹起し、到底從來の皇室財産其他の寄附貢獻を以て、支辨すること能はざるに至り、當時の學者政治家等が、剰下の急務として財政問題に對し、均しく留意攻究するの端緒を開きたるものなり。

財政學攻究の第一期と稱し得るは、實に第十六世紀にして、之れが代表者を、佛人ボーダン (Bodin) 氏トス。氏は公共財産、輸出入税、直接税等に留意し、未製品の輸出税及び既製品の輸入税を増加し、直接税は人民の財産に比例す可く、奢侈税は特に増加す可きものなりと論じたり。氏の學説は、次世紀に於ける獨逸財政學者中に見る所なり。第十七紀に至り、種々の著書出でたりと雖も、概ね獨創の見を立てたるものなし。唯英國に、ペチー (Pety) ロック (Locke) の諸氏出で、租税の轉嫁に關する難問題を論じたるは、論旨正鵠を缺くの非難を免かれずとするも、財政學上に貢獻したる所少からずと謂ふ可し。第十七紀より第十八世紀に亘り、官房學派 (Kamme list) なるもの起り、課税は財産に比例せざる可からざるも、生活の必要費は、之れを控除して、純収入にのみ課す可きものとし、消費税の直接税に勝る所以を論じ、貧富

ボーダン

官房學派

の間に負擔の懸隔あるときは、貨幣の増進を計る可きことを主張したり。此の間諸國の學者は、概ね特種の財政問題を研究したるに、過ぎずして、之れが統一を計りたるものなし。就中伊太利の人ボロギヤ (Broggia) の租税論最も有名にして、所論正鵠を得たるものあり。英人ロー (Lam) 氏は、實驗上より國家の信用を論評して、國債問題に貢獻する所ありしが、其他は特に記するに足るものなし。眞に財政學の名稱を附す可き學問的發達は、實に第十八世紀の末に在りて、主として左の三大原因に基くものなり。

(一) モンテスキュー (Montesquieu) マーソー (Rousseaux) カント (Kant) 等の法理學並に國家學上に於ける學説。

(二) 重農派並にスミス (Smith) 派の經濟學説。

(三) 佛國革命並に一般技術の進歩に依り、政治上、社交上並に經濟上の生活に激變を來し、社會國家の面目を一新したること。

以上列舉したる三大原因中、第一の原因たる諸學者の學説に付て説明を試みるは本書の主旨に非ざるを以て、茲には略して述べるべし。

ケネー氏

重農學派は主としてケネー(Quesnay)氏等の唱道にかゝり、スミス派と同じく經濟上に個人主義並に自由主義を適用せんとしたるものにして、共に自由競争學派に屬するものなり。此派の財政上に及ぼしたる影響は、從來と全く異なりたる國家の目的並に職分に関する觀念に基くものにして、全然助長干渉主義を排斥し經濟事情は自然の秩序に従はざる可からず、國家が之に干渉して國民の經濟行爲を羈束し、之れが爲めに無益の支出を爲すは非なり、唯節約を加へて、尙ほ必要缺く可からざる經費は主として單一の地租を以て辨し、彼の徴收費を要すること多くして且つ不公平なる間接消費税の如きは、之れを全廢すべしと論じたり。今重農學派の提唱したる地租單稅說の要領を擧ぐれば。

地租單稅

租稅は、唯純收入(Net product)にのみ課す可きものなり。總收入は地代資本勞銀より成る、而して資本の收入即ち利子は資本の使用に對する報酬にして、勞銀は勞力に對する報酬なるを以て、其の收得は正當なるも、地代は唯天恵に頼るものにして、全く報酬の性質を有せず、故に資本勞力に課税するときは、其の負擔は、自然の結果として天恵の享受者即ち地主に歸せざる可からず、此の如く負擔轉嫁

の歸着點は土地に在るを以て、初より土地に課税して無用の手數と費用とを省くに如かず。

と、然れども土地は自然に之れが所有者に歸屬したるものに非ず。加之、開拓、肥料、播種、灌漑等、盡く資本と勞力とを要し、租稅の轉嫁も、亦論者の言の如く單純なる理法に依るものに非ずして、資本家又は勞働者に歸着することあるの事實を知らば、此說の誤謬を見る可きなり。

此の如く、重農學派の根據は、既に理論上に於て正鵠を失し、且つ農業のみが純收入を生ずるものに非ず、殊に地租單稅主義は到底實行す可からざるものなりと雖も、國民經濟と財政との間に、密接の關係あることを明かにしたるの功績は、決して沒す可からざるものなり。

スミス氏

アダム・スミス(Adam Smith)氏は、經濟學殊に財政學上に、不朽の功績を擧げ、財政發達の中樞として立て、從來財政問題に関する論說著書の概ね個別的研究に過ぎざりしものを綜合彙類して、科學的研究の進路を開き、財政學と國民經濟の全體とは、密着して分離す可からざる綜合體を爲すものとし、財政學の重要基礎を定めたり。

氏は其の著富國論に於て、租税の原則を論じて曰く。

人民は、各自其の收入に應じて納税の義務を有す。

租税は、須らく公平なる可し。

國家は、徴税の額、期限方法を明確にし、賦課徴收の専横を避けざる可からず。

徴税の期日及び方法は、負擔者たる人民の便否を顧慮して、定めざる可からず。

徴税の費用は、節約を期せざる可からず。

と、富國論は實に各編を通じて、學理と實際に於て斯學の明星たるものにして、諸國
争ふて譯述し、講究し、各其の國情に従ひて、特殊の發展を爲したるものなり。

獨逸の財政學は、スミス氏以來、官房學より分離して、氏の例に倣ひ、益、財政學の面目
を改めたり。當時ヤコブ(Jacob)、ラウ(Rau)、ホック(Hock)、ロシエル(Roscher)の諸氏、皆其
の著書あり。就中ラウ氏最も有名なり。方今財政學の泰斗と稱せらるゝワグネ
ル(Wagner)氏の如きも、其の初めは、主として、ラウ氏の著書に據れりと云ふ。佛國に
は、カーナード(Canard)、セイ(Say)、シモンデー(Simondi)、シマンブリエツ(Cherbuliez)氏等
あり。英國には、リカルドー(Ricardo)、ミル(Mill)、ファセット(Fawcett)諸氏あり。伊太利に

は、ロッシ(Rossi)、ナツァニー(Nazzari)の諸氏皆名あり。此時に當り、カント學派は、當
時の助長主義專制主義に對して、極端の反對論を唱へ、スミス派が、精神的勞力並に
國家の經營を以て不生産的なりとせる謬説と共に、大に放任主義の勢力を助けた
りと雖も、財政學は、能く此等の潮流の中に立ちて、確乎たる進歩を繼續したるもの
にして、當時財政に關する歴史的、統計的、行政的の著述の續出したると、學者政治家
等の事實問題に對する研究と、政治的生活の發展とは、益、財政學の進歩を促せり。
晩近に至り、獨逸に社會政策(Sozialpolitik)を主張する一派の學者を出し、財政學は更
に其の面目を改めんとするものあり。此學派の主張する所に依れば、國家はカン
ト一派の論ずるが如く、決して消極的の目的を達するを以て、満足す可きものに非
ず、國家組織は人類の最も進歩したるものにして、國家は進んで積極的に團體の幸
福を増進せざる可からず、然るに社會の發達するに従ひ、今日の生産方法、私有財産
制度、殊に土地資本の私有に依りて行はるゝ自由競争の傾向は、國民經濟上並に一
般社會上、財貨の分配に著しき懸隔を生じ、資本家と勞力者との間に、極めて不平等
なる權力關係を生せんとするを以て、國家は其の職分の一たる幸福増進の目的を

達せんが爲めに、下層社會に屬する者の地位を高進せざる可からず。夫れ國家は國民團體の經濟なり、國家は國民より收納する有形の財貨を變じて無形の財貨となし、私經濟上の貨物を以て勤勞に代へ、是れに依て直接若くは間接に社會經濟を保護し、社會經濟は此の保護に依て再び有形の貨物を生産するものなり。然るに國家の私經濟的經營即ち官有財産、官業等の設定及び租稅法の如何は國民所得の上に重大なる影響を及ぼすが故に、國家は一切の經費支辨方法に對する社會上並に經濟上の弊害を除去せざる可からず。又財政問題に關係なき、純然たる社會問題に對しても、若し幸福増進の目的を達するに必要なる手段にして存在せば、其の財政上に於けると否らざるを問ふ可からざるは、國家組織の理論上當然なり。故に國家は官有財産、官業、租稅、公債等の制度を改良し、或は累進稅、勞働組合、強制保險等の制を設けて、國民間に生ずる階級及び權力の懸隔不平等を除去せざる可からず。而して此の目的を達せんが爲めに必要なる經費は、私經濟の範圍内に屬する事業にして、適當なるものを探りて官業となし之より生ずる收益を以て、支辨す可しと云ふに在り。此派に屬する學者の重なる者は、ノイマン(Neumann)、シモレン

(Schmoller)、スタイン(Stein)、シューマン(Schuel)、シューフナー(Schäffle)、マンネン(Wagner)の諸氏なり。就中シューマン氏の累進稅論、相續稅論、シュプレー氏の租稅政策論最も見る可し。ワグネル氏の財政學は未だ其の全部を發行せずと雖も、議論の周到精緻なる、優に斯學の大著述なり。其の所論の大要を擧ぐれば、曰く、
租稅に對し眞に公平を得んとするには、累進稅法に依らざる可からず。生活の必要費に對しては、課稅を免せざる可からず。消費稅は、勞働者に對して過重の負擔なるが故に、軽減せざる可からず。投機的事業の收益及び相續財産に對しては、比較的重稅を課す可きものなり。
と。財政學の著書として、佛國には、ルロア、ボーリー(Leroy-Beaulieu)氏の著述有名なり。英國に於ては、バスターブル(Bastable)氏の著書見る可く。伊國に於ては有名なる學者輩出したれども、就中財政學の著者として、推す可きは、シコロジャ(Sciolaja)、コッサ(Cossa)氏等とす。北米合衆國に於ては、近來斯學に注目する學者多く出で、ダニエル(Daniels)氏、アダムス(Adams)氏等の著書、頗る見る可きものあり。

第一編 經費論

第一章 經費の觀念並に財政學上に於ける地位

第一節 經費の觀念

定義

經費とは、國家が依りて以て其の需用を満足せしむる財貨の支出なり。故に苟も國家の需用を満足せしめんが爲めにする支出は、其の物品たると、勞力たると、將た現金たるとを問はず、盡く經費なり。

昔時經費は、君主の財産、運上金、冥加金、其他の寄附貢獻に依りしを以て、其の個人經濟若くは國民經濟と關係する所極めて少なく、從て其の用途は、全く爲政者の專斷に出で、且つ多くは先例舊格に従ひて支出し、財政上敢て重を爲さざるの觀ありしが、社會の發達に伴ふて政務の範圍を増大し、救恤、衛生、教育、土木の如き曾て輕々に看過せられたるものも、今日に在りては、國際間の生存競争日に激烈を加へたると

文明の程度と經費の多寡

且つ國民の發達繁榮に必要缺く可からざるとにより、此等の事業は、從來の如く國民の自由に放任するの非なるを認め、殊に軍務外務の如きは、益、緊切の必要を加へ、其他諸般の設備經營は、日を逐ふて増進し、到底曩日の收入の能く支辨し得ざる所なるを以て、一般國民をして之れが經費の負擔に任せしめ、政務に必要な費目を公示し、國民の協賛に依りて收納するの途を開き、經費は漸く重を加ふるに至れり。此の如く國家の設備經營は、文明の進歩に伴ふて益、其の範圍を擴大し、加之國民の生活程度の高進は、物價の騰貴を促かすを以て、國家の經費は、尙ほ將來に向ても愈、増加せんとするは、自然の勢なり。要するに、國家の經費は文明の進歩に伴ふて増加す可しと雖も、經費の巨額なるは、必ずしも文明の進歩を證示するものに非ざるは言を俟たず。何となれば、國家の施設にして其の途を誤らんか、國用徒らに多端にして、民力益、疲弊することある可ければなり。然りと雖も、文明の進歩に伴ひ、國民經濟宜しきを得て、一國の産業發達するときは、産業の發達は一般に所得を増加し、費力に餘裕を生ずるの結果として、新に欲望を喚起し、種々の新事業を經營するに至るは、自然の勢にして國家たると各個人たるとに於て、異なる所なし。國家事

經費の發

業の大半は、社會的共同事業と見ることを得るを以て、國家の經營にして效果あるものは、間接に民間事業の獎勵手段となり、一般産業の發達を促かし、益、所得を増加す可きが故に、國民の負擔力は愈、豊富なるに至り之れが結果として、土木、治水、交通機關等の國家事業益々起り、從て經費は益、増加するの傾向あるは、是れ經費發展の宜しきを得たる結果なり。

又、經費は、國民の社會的思想に依りて増減あるものなり。例之、國民の思想にして國家の生存に重を置く、各個人の生存を主とするに依りて、國家の事業に増減を生ず、前者に依れば、國家が認めて公益事業となすときは、各個人の經營を認めざるを以て、國家事業増加し、從て國家の經費は増加す可し。反之、後者に依るときは、各個人の自由行爲を以て經營し得るものは、盡く之れを各個人の經營に任じ、國家の事業は唯其の性質上權力行爲を要するものに止まるを以て、國家の經費は自然の結果として、比較的小額なる可し。然れども此の如き原因による經費の大小は一國全體の經濟より見るときは、毫も損益する所なきものなり、故に此點より觀れば、國家の施設經營毫も其の途を誤らさずして、經費の巨額なることあるも、必ずしも

其國文明の進歩又は民力發展の徵證となす可きに非ざるなり。

由是觀之、經費の大小増減は、種々の原因に基くものなり。故に經費の額に依りて直ちに財政上經濟上若くは社會上の現象を説明せんとするは、早計に失するものと謂はざる可からず。經費の多少は、必ずしも財政の巧拙を示すものに非ず、經濟上の消長を表はすものに非ず、又文化の程度を證するものにも非ざるなり。

第二節 經費の財政學上に於ける地位

財政學は、經費に對し之れに應ずる財源の如何を考究するものにして、經費の果して適切なりや否や、必要若くは有益なりや否やを斷案するものに非ず、之れを實際に決定するものは、國家若くは其他の政治團體にして、之れを學理的に説明するものは、國法學、政治學、並に一般經濟學なり。然るに財政學に於て尙ほ經費を論ずる所以のものは、主として左の三個の理由の存するによる。

- (一) 經費は、經濟的生活の基本にして、經費を要するが爲めに收入起り、收支の適合生じ、財務の行政を要す。經費は實に財政の前提なり。是れ財政學に於て、

先づ經費を攻究する所以の一なり。

(二) 經費は収入と因果の關係を有し、二者は互に相反應するものなるを以て、全然分離すべきものに非ず。殊に支出は、結局國民の負擔にして、其の限度は國民の負擔力に依りて定まるものなり、是れ財政學に於て經費を攻究する所以の二なり。

(三) 或種の經費は、之れに充當す可き或種の収入と、密着の關係あるを以て他種の經費と區別し同時に各自之れに充當す可き収入に論及するの必要あり、是れ財政學に於て經費を攻究せざる可からざる所以の三なり。要之經費は財政の起點にして収入の標準なり。換言すれば収入は經費の要求に伴ふて生ずるものにして、經費は、即ち、財政學の基礎的觀念なり。

第二章 經費の原則

前章所述の如く、國家の經費は年々増加するの傾向あるものなるを以て、之れが管

理に付ては大に警戒せざる可からず。經費に關しては、諸種の方面より之を觀察することを得べしと雖も、財政上最も密接の關係ある政治法律、經濟の上より攻究するときは、據りて以て準則とす可きもの、左の如し。

第一節 政治上の原則

第一 支出の目的は、明かに必要若くは有利ならざる可からず。

茲に必要若くは有利とは、必ず施設の緩急先後を誤らざるを云ふ。換言すれば、施設の直接目的に於ても、又他の需用にして未だ支出せられざる經費との關係に於ても、必要若くは有利なりや否やを觀ざる可からず。約言すれば、絶對的にも、相對的にも、必要若くは有利ならざる可からざるなり。

第二 經費は、一般的ならざる可からず。

茲に一般的とは、國家の施設にして一階級若くは一地方に偏す可からざるを云ふ。故に階級により、地方により施設を異にす可きものあるときは、其の間に權衡を保ち、一般國民をして、均しく利益を得るの機會に接せしむ可きもの

とす。

第三 國家の經營は、國家以外の者の (一) 爲す可からざるか、(二) 爲すことを得ざるか (三) 爲すことを欲せざるか、若くは (四) 之れを爲すときは、弊害の大なるものならざる可からず。

此四者は、互に明確なる區別あるものに非ずと雖も、軍事、外交、司法、警察の如きは (一) に屬し。貨幣の鑄造、度量衡の檢定の如きは、信用を基礎とするものなれば、各個人の任意に爲すことを得ざるものとして (二) に屬し。製鐵、造船の如き事業は、専門の智識と巨額の資本とを要するの外、尙ほ直接の利害を顧慮せざる可き遠大の識見を要するものなれば、通常各個人の爲すことを欲せざるものとして、(三) に屬せしめ。終りに、各個人の爲し得る事業にして、且つ爲すことを欲するも、之れを其の經營に委するときは、弊害の大なるもの、例之、郵便、電信、(電話)、鐵道等の交通機關に関する事業は、概ね之れを (四) に屬せしむ。

第四 國家の經營と、經費即ち國民の負擔に出づるものとは、必ず權衡を保たざる可からず。

是れ國家の生存發達の必要に基き、強制的に徴收したる經費を以てして、施設の之れに伴はざるが如きは、人民に對して、不當の壓制を加へ、人民をして、不公平を感せしむるの甚たしきものなればなり。

終りに一言注意す可きは、或種の事業が、一私人に屬す可きか、將た國家に屬す可きかの問題は、全く財政學の範圍外にあるものにして、社會學上又は政治學上より判斷す可きものとす。何となれば、財政學は、唯如何にせば、最も能く既定の目的を達する事を得可きかの原則を、攻究するものに外ならざればなり。

第二節 國法上の原則

第一 國家の支出は、需用を充たすの方便を與ふる機關の協賛を経ざる可からず。是れ國家の經費に充つ可き収入は、國民の負擔に出づるものにして、其用途の當否は、民力の消長に關し、結局國家の盛衰に及ぼす可き重大の關係あるを以て、手續を鄭重にし、人民をして、其の希望する利益と、之れが爲めに供給する犧牲とを、比較判斷せしむるの必要に出づるものなり。

第二 經費の支出に付ては、監督機關の審査監督を経て、支拂に關する責任の解除を受けざる可からず。

監督制度に關しては、後編に於て説明す可しと雖も、現今各國の採用する所は、概ね行政機關、司法機關、及び立法機關に依りて監督するものにして、第一は大藏大臣、第二は會計検査院、第三は帝國議會なり。

第三 收入支出の豫算、並に附屬書類、及び之れに關する議會の議事録は、之れを公にせざる可からず。

是れ、汎く經費の負擔者たる人民をして、會計上の事情を知らしめ、其の必要に出で且つ正當に使用したるものなることを示し、直接に人民の信認を鞏固にし、間接に財政の監督を完全ならしむるの必要に基くものとす。

第三節 經濟上の原則

第一 國家の經費は、最小の支出に依りて、最大の効果を計らざる可からず。

是れ經濟的活動に必須の原則にして、政務に要する經費が、必要なる限度を超

えざるや否や、又經費の効果が、支出に應ずるや否やを觀察して、常に二者の權衡を計り、以て國利民福の旨趣に副はざる可からず。

第二 國家の經費は、復生産的ならざる可からず。

夫れ國家の經費は、國家の目的を達する手段なり。手段は目的に副はざる可からず。國家の目的は、國家の生存發達に在りて、其の經營する所は、直接と間接とを問はず、有形と無形とを論せず、盡く國內並に國際生活上、國家國民の生存發達に、必要にして缺く可からざるものなり。國家の保護に依りて受くる國民の利益は、之れを數字上に打算することを得ずと雖も、國民經濟上に發顯するの大なるものあること、推知するに難からず。是れ經費の理想とする所にして、復生産的ならざる可からざる所以なり。論者或は軍事費を以て不生産的消費なりと爲す者あれども、内外に對して、獨立光榮を全うする所以の設備に要する費用を以て、不生産的なりと論ずるは、誤謬の甚しきものなり。殊に内外交通貿易の日に頻繁を加ふるに當り、一國の商權を擴張し、關稅の連脱を防ぎ、漁業を保護し、檢疫を勵行せんには、必ず相當の軍備を要するものにし

て此れ國家の安寧の維持、幸福の増進に、必要缺く可からざる經費の生産的なること明白なり。而して行政費に對しては、人其の生産的經費なることを疑はずと雖も、無益の官職を設け、無能の吏員を登用するが如きは、同じく行政費にして、純然たる不生産的經費なりと謂はざる可からず。故に、若し經費にして前に述べたる政治上並に國法上の原則に違反し、必要若くは有利以外に出づるときは、之れが爲めに負擔する國民の所得は、全く無益に消費せらるゝものにして、其の必要若くは有利以外に出づる部分は、明かに不生産的經費に終るものと謂はざる可からず。

第三 經費は、國民の生産力を阻礙す可からず。

既に屢論したる如く、經費は畢竟國民の負擔に出づるものなるを以て、經費を要すること多きに失するときは、國民の生産力を阻礙し、産業の衰頽に伴ふて國力益、疲弊し、財政の不振に終るは、當然の勢なり。國民の生産力は風土民情により、文化の程度により、資本の多少によりて、大に徑庭あるものなるを以て、一國の經濟上並に社會上の状態を觀察して、財務の運用を決せざる可からず。

然りと雖も、經費の節減にのみ囑目して、必要若くは有利なる可き程度に達せざるときは、國運の發展を妨ぐるのみならず、國家の生存維持をすら期す可からずして、其の國民經濟上に發顯する障礙は、容易に除去することを得ざるものあるべし、是れ特に注意を要する點なり。

要之、國家の目的を達するに必要な經費は、民力の許す限度に於て、之れを充たさざる可からず。而して國家の需用と國民の所得との權衡は、國家の支出と國民の負擔力とを比較し、尙ほ之に加ふるに、公共團體の經費を斟酌して、其の間に適切を得ることに努めざる可からず。然るに世或は、經費が國民經濟上に及ぼす關係に付て、極端なる謬見を懷く者なきに非ず、請ふ少しく左に論せん。

其一 國家の經費は、其の支出を國家の版圖内に限定するときは、人民より徵收したる租稅其他の收納は、種々の形體に於て、再び人民に歸着するものなれば、國民全體の上より見れば、常に利する所あり。假令利する所なしとするも、毫も損する所なし。故に一般經濟上より論ずるときは、國家の支出は、國內に限らざる可からずと。

一般に事物の供給を外國に仰ぎ、國外に向て經費の支出を爲すときは、外國の産業を助くるも、内國の産業は、毫も恩澤を受けざるのみならず、或は之が爲めに、益、衰頹の傾向を生ずることある可きが故に、特別の理由なき限りは、價格に於て多少不廉なるものありとするも、又、技術に於て多少の缺點ありとするも、努めて供給を内國に仰ぎ、支出は内國に於てし、以て内國の産業を保護す可しと論ずるは、當然の理なるが如しと誰も、是れ未だ一を知て二を知らざるの論なりと謂はざる可からず。何となれば、貨幣の國外輸出は、常に必ずしも國家に害あるものに非ざるのみならず、多くの場合に於ては、貨幣に代はる可き生産的資本の輸入あるものなり。又、人民より徴收したる租税其他の收納は、常に必ずしも盡く人民に復歸するものに非ざるのみならず、多くの場合に於て、國家の事業は無形的財貨として生産せられ、人民は此の無形的財貨即ち種々の經營設備に依りて、新に有形的財貨を生産し得るの間接利益を享くるに過ぎざるものなり。由是觀之、内國の産業は、固より保護奨励せざる可からずと雖も、之れが爲めに支出を制限せざる可からざるの理由を見ざるなり。

其二 國家の經費は、人民の所得よりするを以て、人民の所得の減少は、生産に影響を及ぼす可きが故に、其の如何なる場合たるを問はず、盡く人民に害あるものなりと。

夫れ國家の經費を絶對的に否認するは、是れ國家の經營を絶對的に否認するものにして、要するに、國家組織を認めざるものなり。國家組織を認めずして、人民は其の所得を全うすることを得るや否や、寸毫も疑問の餘地を存せざる、明々白々の謬説なりと謂はざる可からず。論者は、恐くは國家の經營は、概ね無形的にして、人民に直接の利益を興へざるが故に、人民が其の所得を割いて國家に納附するは、相互提供の原則に反する無償の貢獻なるが如く、思惟したるの結果なる可しと雖も、前に既に論じたるが如く、國家の支出の結果に付ては、數字上精細に之れが價值を計算すること能はずと雖も、苟も正當にして且つ必要なる經費ならんには、必ず復生産的なる可きの理を、解せざるに坐する謬見なること、明白なり。

第三章 經費の分類

國家の政務は、盡く經費を要するを以て、經費の目は、政務の數と一致するものにして、收入の比に非ざるなり。然れども、一定の標準に従ひて分類するときは、左の如くならずことを得べし。

- 第一 物品費と人員費
- 第二 實物費と貨幣費
- 第三 徴收費と一般行政費
- 第四 經常費と臨時費
- 第五 生産的經費と不生産的經費
- 第六 内國費と外國費
- 第七 憲法上の經費と行政上の經費
- 第八 既定費と暫定費

物品費

國家が其の需用する物品を直接に自ら生産するの可否

第一節 物品費と人員費

此分類は、全く外觀上の區別に過ぎずして、他に特別の理由なきが如し。昔時百般の經濟は、盡く現物を目的としたるを以て、國家も亦其の需用する現物を取りて、經費に充當したるは當然なり。貨幣經濟起るに及びて、現物經濟大に減少し。今日に在りては、國家の財政上、全く貨幣を以て計算すと雖も、國家の需用する所に、物品と人員とあるは、古今を通じて異なる所なし。故に物品費とは、國家が需用する物品を得んが爲めに要する經費にして、國家が之を直接に生産するときは、其の生産費に該當し、買上若くは借入等の間接手段に依りて物品を得んとするときは、其の買上若くは借入の費用に該當するものなり。

國家が、其の需用する物品を、直接に自ら生産するの可否に付ては、絶對的に論斷す可からず。今若し國家が、民業に依りて生産することを得る通常の物品を、直接に自ら生産するときは、國家の事業は徒らに煩雜を加へ、且つ多くの費用を要し、實績舉がらざるのみならず、却て國家の本分を缺き、時に或は民業と競争するの惡弊な

きに非ずと雖も、(一)民業を以ては、到底完全の生産を期す可からざるか、或は (二)官業に依るときは、大に生産費を減少し得るか、或は (三)國家にのみ必要にして、民業に委するも、其の結果は官業と同一の組織を要するか、或は (四)模範的若くは試験的の事業、其の他民業に依るの比較的、不利益なるものに在りては、國家が直接に自ら之れを生産するは、當然にして且つ必要なり。例之、製鐵、造船の事業の如きは、既に前に述べたるが如く、幾多の學識經驗と、巨額の資本と、遠大の識見とを要するものにして、假令事業の性質上、民業に委す可からざるものに非ずとするも、此等の要素を具備せざるに於ては、官業に依るの正當にして、且つ必要なるを認めざる可からず。又事業に依りては、其の規模を大にすれば、大に生産費を減少し得るもの如き、資本の點より民業の能くし得ざるものなり。或は兵器彈藥の如き、精巧殊に秘密を要するものを、民業に附して、之れが需用を満足せんと欲するときは、結局官業と同一の組織を要するのみならず、監督上却て不便なるものなきに非ず。又模範的若くは試験的の事業に至りては、直接に經濟上の損益を目的とせざるものなるを以て、到底民業に望む可からざるものなり。要之、國家が需用する物品にして、

人員費

官吏の俸給

通常のもの、は、須らく民業に依りて間接に獲得す可く、唯特別の理由あるものに限る、例外として直接に自ら生産する方法に依る可きなり。

人員費とは、國家が需用する人員に對する經費にして、此點より觀れば、其の財政上に於ける關係は、物品費と異なる所なしと雖も、人員費は一種の特質を有し、財政上のみならず、行政上にも、重大の關係あるものなり。下級官吏及び雇員等の給料は、一般經濟上に於ける勞力の報酬に近似し、其の額に至りては、或は却て勞働者の報酬額に及ばざるものなきに非ず。故に下級官吏の俸給に付ては、財政學上特に論ずるの必要なきも、上級官吏の俸給は、官吏の社會上に於ける地位と、之れに對する威嚴とを保ち、且つ一定の徑路に従ひて増加するものなれば、純然たる勤勞に對する報償をのみ考慮して俸給を定め、此等の性質を十分に發揮せしめんとするとき、其の衣食住に要する生活費に缺乏を生じ、到底就職者なきに至る可し。彼の所謂職務俸は、賃銀に酷似するものにして、俸給の性質には適せざるものなり。故に適材を擧げて、誠意忠實に職務に従事せしめんと欲せば、之れに應じて相當の俸給を與へざる可からざるや、明かなり。然り而して、俸給の相當額を決定するの標準

に付ては、種々ありと雖も、フグネル氏の説、最も參考するに足るが如し。曰く、

- (一) 官吏をして、其の地位と體面とを維持せしむる爲め、官吏並に其の家族に、相應の生活費を給し、
 - (二) 官吏の遭難若くは老衰の場合に備ふ可き餘裕を計算し、
 - (三) 官吏が自己修養の爲めに要したる學資の幾分を俸給に加へ、
 - (四) 職務上の必要費に注意して、俸給の公平を計るべし、
- と。要之、上級官吏の俸給は、一種の特質を有し、勞務に對する報償以上に出づるを通常とす。然れども他面より論ずるときは、恩給、年金、家族扶助料等の特典あるを以て、必ずしも多額の俸給を要せざるが如しと雖も、此等の特典を認めたるは、他に理由あるものにして、官吏は服務規律に依り、或範圍の自由を羈束せられ、献身的に國務に従事すべきものなれば、一身一家に付き後顧の憂なからしむるの必要あるに因るものなり。

第二節 實物費と貨幣費

此區別は、支拂の目的に供する貨物の種類に基くものにして、實物費とは、被服、彈藥等の現物を以て供給せんが爲めに要する經費を云ひ、貨幣費とは、俸給其他の給附に對し、金銀を以て支拂を爲さんが爲めに要する經費を云ふ。此區別は、物品費人員費の區別と、密接の關係を有し、唯觀察の方面を異にするものに過ぎざるを以て、物品費及び人員費に於けると、同一理由に依り、一般の原則としては、貨幣費に依る可く。唯品質の一定することを要するもの、其他特別の理由あるものは、例外として實物費に依る可きなり。

第三節 徵收費と一般行政費

此區別は、國家の目的を達する爲めに直接に要する經費と、此經費を得んが爲めに要する費用との別にして、國家の目的より觀れば、前者は直接手段にして、後者は間接手段なり。此區別に依るときは、財政の状態を通觀するの便あると、且つ收入多きも從て徵收費多きときは、收入少くして徵收費も亦少きものに比して、一般政務費の額少きことある可く、其の同一なる場合に於ても、國家の目的より觀て間接手

此區別の
實益

段たる徴收費の比較的に多きは、人民の無益の負擔額が比較的に多きことの一體たるものなれば、此區別に依りて財政制度の利害得失を攻究し、之れが改良進歩を促がすの利益あるものとす。而して徴收費の多少は、

- (一) 租稅制度、
- (二) 財政機關の組織、
- (三) 國民の心理的狀態、殊に公德心、
- (四) 交通の便否、
- (五) 收稅吏の技倆、

等に關係あるを以て、此等の關係上已むことを得ざるに非ざれば、人民に無益の負擔を爲さしむるが如きことは、努めて避けざる可からざるなり。

第四節 經常費と臨時費

經常費

此區別は、國庫の需用に基くものにして、經常費とは、財政法上毎會計年度に亘り常に存在するものと推測す可き經費にして、毎年増加の傾向はあれども、概ね豫知す

臨時費

ることを得るもの、例之、皇室費、文武官の俸給、徵稅費、國債の償還並に利子の支拂、恩給、常備軍費、裁判所費、官業費等を云ふ。何となれば、此等の經費は國家組織上並に法令上國家と共に永續す可き性質を有し、且つ事實上各法令に何等の期限を附せざればなり。臨時費とは、單に一時の發現に止まり、數年に亘ることあるも不規則に起る經費にして、例之、戰爭、行政改革、官有財産の設定、官業創立費、航路擴張費、軍艦砲臺の新設費等を云ふ。然れども此分類は豫見せらるる經費、Vorhergesehener Bedarf, Foresen Expenditures)と豫見せられざる經費、Unvorhergesehener Bedarf, Unforseen Expenditures)との別とは、全然同一なるものには非ず。何となれば、總ての經常費少くとも、其の精確なる額は、常に必ずしも豫見せらるるものに非ず、又臨時費と雖も、必ずしも常に豫見せられざるものに限らざればなり。

或は、一年又は一會計年度内に全く消盡し終るものと、數年に亘りて消盡するものとに依りて、經常費と臨時費とを區別せんとする者あり。是れ亦一種の分類なる可しと雖も、必要なる區別と云ふ可からず。

此區別の實益

經常費と臨時費とを區別するの實益は、經常費を蔽ふものは經常收入にして、臨時

費を蔽ふものは臨時収入たるを通則とするに在り。
臨時費にして、財政上又は國民經濟上永久的使用の資本として要する經費は、二種となすことを得べし。

其一 官業收入若くは手数料徴收の淵源たる収益的經營に對し資本を要する場合にして、政府に在りては、官有地、森林、鑛山、工場、銀行、郵便、電信、鐵道等。市町村に在りては、電燈、瓦斯、水力、市場若くは交通業等の取得、創設、若くは改良に要する經費。

其二 直接生産的の事業に非ずして、行政上又は經濟上の設備に要する費用、例之、兵制の改革、軍艦の新造、其他行政上又は經濟上の制度改革費又は土地開墾若くは排水灌漑の爲めにする補助金、交附金等に要する經費。

政府其他公共團體が、直接に國民經濟の發達を圖らんとするときは、益々此等の經費の多額を要し。殊に國家が進で積極的に社會政策を採るときは、此種の經費を要すること愈大なるは當然なり。

次に、或會計年度内に、非常の事變に因り、經過的に生ずる經費にして、國民經濟上直

臨時或は財政に
上又は國民經濟
民衆の永久的使
用を爲すに要す
る經費

此種別を
極端に買
かんとす
るか非なり

接に富の損失に歸し、前述の經費の如く、直接若くは間接の效果を生ぜざるものは、主として軍事費其他國家の災害事變に基く經費なり。此種の經費も、亦不規則に生じ且つ一時的なる點に於て、全く臨時費なりと雖も、其性質效果に至ては全然異なるものなり。何となれば、前者の場合に在りては、國家若くは國民經濟の爲め、直接若くは間接に生産的效果を生じ、資本放下に對して収益を生ずれども、此場合に在りては、損失に對する恢復手段に過ぎざればなり。

終りに、實際上經常費と臨時費との別を極端に買かんとするは、不必要にして且つ適當の處置に非ず。例之、公共團體が單純なる建築を爲す如きは、原則上より論ずれば、永久的使用の基本として要する經費なるを以て、經常費に非ざることを明かなりと雖も、國家より見るときは、斯の如き建築は殆んど毎年起るものなるが故に、市町村に於ける學校建築の如き、長期間に稀に起る臨時費も、國家に在りては、經常費として計算す可きものなり。加之、此の二經費の別を絶對的に貫徹して、經常費を蔽ふものは必ず經常收入に依り、臨時費を蔽ふものは必ず臨時収入に依らざる可からずとせば、收入の上より論ずるも、經常收入たる租税に依るの一般經濟上に及

ばず影響が、臨時収入たる公債に依るに比して不利なるときに於ても、經常費を蔽はんが爲めには、現實に有利なる可き臨時収入たる公債に依るを避けて、不利なること明瞭なるに、尙ほ經常収入たる租税に依らざる可からざるの結果に到達することあるべきを以て、一般經濟上の狀況に従ひ、取捨する所を知らざる可からざるなり。

第五節 生産的經費と不生産的經費

(一) 生産的經費
直接的生産的經費

此區別は、經費が經濟社會に及ぼす效果に基くものにして、生産的經費は、再別して直接生産的經費及び間接生産的經費の二とす。直接生産的經費とは、純粹の收入ある經費に充つるものにして、今日の實際上鐵道、郵便、電信、電話、土地、森林等の事業は、之れに使用する經費を引去りて尙ほ純益を生ずるを以て、之れに使用する經費は即ち直接生産的經費なり。然れども此經費も、若し行政上の目的即ち土地の改良、交通の便益等に重を置き、經濟上の收益を目的とせざるときは、間接生産的經費たるものとす。而して間接生産的經費とは、唯國民の生産力並に社會の繁榮を増

(二) 間接的生産的經費

進、することを目的とし、直接には國庫に收入を與ふること能はざる事業に使用するものにして、築港、治水、道路等に關する經費を云ふ。由是觀之、其收益に直接と間接との別はあれども、苟も國家の目的を達するに必要な經費は、盡く生産的經費なり。

實際的生産的と不生産的との別は、理論により一定の標準を以て決定することを得ず。何となれば、同一の事業も國情民度の異なるに従て其結果に大差あればなり。例之、軍事費の如きも、苟も正當の範圍を超えざる限りは、社會の安寧秩序を維持し、國民の幸福を増進するに缺く可からざる生産的經費なり。然れども若し正當の範圍を超ゆるときは、其の範圍外に出づる部分は、固より不生産的經費なりと謂はざる可からず。而して正當の範圍と謂ふも、亦各國の國際間に於ける地位、自然的地勢、種族、歴史等種々の關係に依りて決す可きものにして、唯經費が分量に於て必要の程度を超えず、性質に於て其の目的を達し、時期に於て緩急宜しきを得るを以て、適度とせざる可からざるなり。

第六節 内國費と外國費

外國費の
大範圍の擴

此區別は、經費の支拂はるゝ場處を基礎として分類したるものなり。昔時外國に於て支拂はるゝ經費は、例外として存したるに過ぎざれども、近世交通の便大に開け、國際關係上公使、領事等を駐劄せしめ、其他留學生を派遣し、殊に國債の償還、利子の支拂を爲すが如き、或は兵器、船舶、其他の貨物の供給を受くる場合の如き、益外國費の範圍を擴大するに至れり。而して此區別の必要は、主として爲替及び出納手續に在り。何となれば、外國費は通常外國通貨を標準とするを以て、正金の輸送費を要するか、若くは爲替相場の變動を受くるものにして、内國費に比して變動多きものなればなり。又外國に於ては、十分に自國の金庫制度を施行すること能はざるを以て、現金の出納保管に付て、特別の取扱を認めざる可からず、是れ經費に對して、内國費及び外國費の區別を生ずる所以なり。

此區別の
實益

第七節 憲法上の經費と行政上の經費

本節に所謂行政上の經費とは、憲法上の經費以外の一切の經費を謂へるものなり、特に注意を要す。

第一款 憲法上の經費

憲法上の經費は、分ちて左の三種とす。

第一 元首(帝王、大統領)費

皇室費は、皇室の威嚴と體面とを維持するの必要に出づるものにして、費額の多寡は、専ら歴史的及び政治的の觀察に依りて定まり、財政上の便宜若くは利害を問ふべきものに非ずと雖も、自ら一定の程度を存するものなり。而して、之れが支辨の方法に付ては、或は皇室の基本財産を認め、之れより生ずる收入を以て之れに充當し、或は特に皇室費を確定して、毎年國家の歳入より支出す。而して後者の場合に、又二種の方法あり。其一は、皇室費を毎年議會の討議に附するものにして、其二は、一定の額を以て既定費となし、議會の自由討議の範圍外に在らしむるものなり。我國に於ては、第一制度及び第二制度の後段の主義とを採用して、先づ基本財産を定め、加之、毎年國庫より一定の皇室費を補

憲法上の
經費の種
類第一元首

足し、議會の討議を許さず。蓋し基本財産より生ずる収益は、經濟上其他の狀況に依りて、時に増減あるを免がれず、故に基本財産のみに依るは、當を得たるものに非ず、然り而して、皇室費の如きは、國家の根本的經費なるを以て、財政上の理由に依りて、濫りに増減す可からざるものあり、是れ議會の討議を容れざる所以にして、我國の制度の如きは、適宜を得たるものと謂ふべきなり。大統領費も、亦帝王費と其の旨趣を同うすと雖も、費額の決定は、俸給額、邸宅料、交際費の如何に因るものにして、皇室費に及ばざること遠きを常とす。皇族費も、亦廣義の皇室費中に包含せらるべきものなりと雖も、二者は性質上に於て異なるものあり。即ち皇室費に付ては、政治上元首の地位より觀て、必要缺く可からざるものなれども、皇族費に付ては、唯皇室の威嚴を損せざれば足るものなり。

第二 議會費

議會費とは、議會に關する費用にして、廳費、印刷費、守衛費等を包含すれども、其の大部分は、議會の歳費、旅費に關するものなり。歳費支給の可否に付ては、各

第二議會
費

議會支給
の可否

國其の制を異にし、又學者間に議論の存する所なり。

(一) 支給説

一國の政務に參與する代議士の職務は、重大なり、學識經驗兼備の士に非ざれば、到底其任を全うすること能はざるものなり、然るに之に歳費を給せざるときは、貧窮者は、假令學識と經驗とを兼ね有するも、其の技倆を揮ふこと能はずして、議員の地位は全く富裕者に歸し、無識無能の資産家が、其の虛榮心に驅られ、財を散して議員の地位を恣にするときは、國家の盛衰知るべきなり、故に廣く貴賤貧富を通じ、適材を擧げ、以て之れをして政事に盡瘁せしめんと欲せば、歳費を給せざる可からざること明白なり。

(二) 不給説

苟くも國家の大政に參與せんとする者は、自活の資を有せざる可からず、恒産なき者は、恒心なし、如何に學識經驗あるも、代議士として立つ可き資格を有せざるものなり。若し議員に歳費を給するときは、日常糊口に窮する所謂壯士輩をして、放言高談以て代議士當選の機會を僥倖せしむるの途を開

くものにして、加之、此等の徒は、主義なく、良心なく、全く金力威力の爲めに行動するものなり。若し夫れ廉潔の士にして、學識經驗兼ね備はり、代議士たるに適する者あらば、假令歳費を給せざるも、世の識見あり資産ある者、必ず之れが爲めに費用を辨じて、其の技倆を發揮せしむるものなり。

此の二説、各一理ありと雖も、共に未だ盡さざる所あるが如し。夫れ歳費支給の利害得失は、實に政治上の重大なる問題にして、文化の程度、經濟上の状態及び民情風俗に關するもの多くして、一概に論斷す可からず。各國其の制度を一にせざるは、蓋し當然なり。要するに、議員の職は所謂名譽職なり、故に性質上より論ずるときは、歳費の支給を要せざるが如しと雖も、國家の重大なる職務に對して、十分に其の職責を盡さしめんとするには、特に之れが爲めに、或程度の資財を要するや、疑を容れず。然るに、單に滞在費若くは日當を給すれば足ると爲すは、必ずしも妥當の説と云ふ可からず。次に、其の弊害を論ずるに至りては、兩説共に徑庭なかる可し。何となれば、資産家が其の財を散し、不逞の徒を驅て、選舉の運動を爲さしむる弊は、各國の目撃する所なり、且つ相當の

資産ある者、必ずしも主義定見あるに非ず、或は却て金力威力に左右せらるゝこと甚だしきの傾向なきに非ざるなり、又識見あり資産ある憂國の義士の如き、百年之れなきに非ざる可しと雖も、廉潔の士をして、之れと相違はしめんとするが如きは、殆んど不能の事に屬するものなり。要之、相當の歳費は專ら給與すべきに非ざる歟。

終りに、歳費を給すると否とに關らず、里程に従ひ、交通機關の種類に應じて、旅費を給與するは、當然にして、蓋し異論の存せざる所なり。

第三 中央官廳費

中央官廳費とは、内閣、樞密院、會計検査院、行政裁判所等の設備に必要な經費にして、各官廳の組織如何に依りて、費額に大小あるは當然なれども、就中、會計検査院は、財政の擴張と共に必要の度を加ふるものなれば、此制度の改善を計り、監督權の完全を期せんと欲せば、自然の結果として、此經費の増額を認めざる可からず。故に此點より觀れば、會計検査院費は、將來益、増加の必要あるものと謂ふ可し。現今我國に於て、此等の經費は、大藏省の管理に屬せしむ。又

國によりては、此經費中に記録文書費、演劇、美術、博物館、圖書館等の費用をも、包含せしむるものあり。

第二款 行政上の經費

行政上の經費は、分ちて左の四種となし、以下序を追ふて説明せんとす。

- (一) 國防費
- (二) 司法費
- (三) 外務費
- (四) 内務費

第一種 國防費

國權と謂ひ、國力と謂ふも、其實質に於ては、陸海軍の兵力を謂ふものなること、蓋し疑なからん。前にも言へるが如く、軍事費は決して不生産的經費に非ず。今一般經濟上並に財政上より軍事費を論せんと欲せば、豫算に掲載す可きもの、外に、尙ほ公共團體が軍事の爲めに支出する徴兵検査の費用、其他兵士の自ら支出する費用等をも算入せざる可からず。然れども、或論者の言ふが如く、兵士が

行政上の
經費の種

第一、國
防費

軍制組織
の利害

(1) 民兵制
度

(2) 徴兵制
度

軍務に服したるが爲め、其の本業に従事したりしならんには、當然得べかりし収入は、軍事費中に入る可きものに非ず。何となれば、兵士は、現に一方に於て、軍務に服するによりて、生産的勞務を供し、以て經費を助くるものなれば、同時に他方に於て、収入を得べき理由なきは、當然なればなり。

經費の多少は、主として國家の大小地位、境界、其他の關係に依りて決せざる可からざるが故に、理論的に概論することを得ずと雖も、軍制組織の利害得失に付ては、現行はるゝ民兵制度と徴兵制度とを、對照論究するの必要なきに非ず。

民兵制度を可なりとする論者は、同制度の利益を主張して曰く、(一)本業の餘暇を以て軍務を練習することを得るを以て、産業を妨ぐることなく、(二)國民をして、徴兵制度の餘弊たる懶惰放逸に流れしむるの恐なく、(三)兵營、兵器、衣食等の爲めに特に巨額の費用を要せず、且つ、(四)訓練多年に亘るが故に、能く軍務に精熟することを得可しと。

然れども、徴兵制度は、嚴肅なる紀律の下に一定の期間、専ら軍務を練習するものなれば、技術の鍛練に於ては、固より民兵制度の企て及ぶ所に非ず。且つ實戦に

臨んでも、兵力の精銳なる、動員の機敏なる、到底不練不熟の民兵が、往々にして機を誤り、徒に巨額の資を投し、人心をして益不安の念を懐かしむるが如きに、比す可からざるや、言を俟たざるなり。故に徴兵制度は、平時に在りて、特に經費と一國成丁の勞務とを犠牲に供するものありと雖も、常に内外に對する法律上の保護を全うし、國權伸張の目的を達することを得可く、殊に戰時に於ける效驗の著大なる、彼が如きものあるを見れば、其經費に於て、國民の勞力に於て、平戰兩時に通算せば、民兵制度に比して、遙かに經濟上の原則に適合するものと言はざる可からず。然るに世往々目前の便否をのみ觀て、輕々に論斷し去らんとする者あるが如きは、思はざるの甚しきものと謂ふ可し。

要之、徴兵制度は、一國に於て最も優勢なる壯丁の生産的勞力を空しく消耗して、經濟的活動力を減殺するが如き觀われども、軍務に服する各個人は、嚴肅なる紀律の下に、身體を鍛練し、精神を修養するを以て、軍隊生活の美德たる克己精勵の氣力を涵養し、他日除隊の後、大に自家經濟上の活動に備ふるの資を養成し得べく、之れを一國の上より觀れば、國民をして、堵に安んじて各自其の生業に従はし

め、海運貿易等の事業に關しては、有力なる國民の後援たるものなれば、彼此有利無害のものにして、國民經濟上必須不可缺の制度なりと謂はざる可からず。軍事會計、即ち經理事務は、軍隊の組織に依りて大差あり。此經費にも、亦經常費臨時費の別、又は貨幣經費、實物經費の別あれども、其の實益に付ては、既に前に述べたる所に依りて、大體を推測すべきなり。

第二種、司法費

司法費は、司法事務の範圍と他の經費との權衡等に依りて定まるものにして、初めより一定することを得ざるなり。例之、監獄事務を司法事務中に包括せしむると否とによりて、此經費に大差を生ず可く。又他の政務費殊に國債の負擔巨額に達し、利子支拂に要する經費の多き場合、若くは地方行政の爲めに巨額の支出を要する場合の如きは、延いて司法費に影響する所、實に少からざるなり。

又機關の組織、殊に裁判所の編制如何に依りて、經費に大差を生ず。現今裁判所の組織に、單獨制と合議制とあり、前者は事務の敏活なるに利あり、後者は審議詳細なるを以て、誤審の危険少なきことを得、故に此二制度の是非得失は、一概に斷

案す可からずと雖も其の採る所の制度如何に依りて、經費に増減あるや、明かなり、
司法費は、分ちて左の四項となすことを得。

(一) 司法省費

司法事務に關する中央官廳費にして、此中には、特種の立法費例之特種の法律案起草費の如き、又は司法官試験費、辯護士試験費等を包含す。

(二) 裁判所費

裁判機關の審級、組織、訴訟手續の繁簡等の如何に依り、經費を異にすること明かなりと雖も、單に財政上の見地のみに依りて、司法制度を是非す可からざるなり

(三) 監獄費

監獄、懲治院等の經費
各國法制の如何等に依りて、必ずしも司法費中に入らずと雖も、内政上重要な經費の一にして、各國多くは地方團體の負擔となす。我國も亦集治監費を除くの外、盡く地方税を以て支辨す。

(四) 保安警察費

保安警察費

此中には高級警察費即ち警視廳事務に關する經費、府縣警察費、憲兵事務費、拘留所、懲治場等に關する經費を包含す。

第三種 外務費

第三種 外務費

外務本省並に遣外使節、領事、貿易事務官等に關する經費を云ふ。領事館は、外務省に屬するを通例とすれども、例外なきに非ず。外交上通商上公使領事等を駐割せしむる爲めに必要なる經費は、派遣國の大小強弱に依りて、特に異なるものなく、或は外交上の任務を全うせんが爲めには、小弱國が却て多額の經費を要することなきに非ず。故に妄りに之れが經費を節減せんとするが如きは、頗る無謀に屬するものなり。領事に名譽領事と專任領事とあり。二者經費を要する點に於て、多少の差ありと雖も、前者は漸次廢止に歸するの傾向あり。之れ文物の進運に伴ふ、自然の結果なり。而して之れが爲めに、經費の増加を見るも、亦蓋し已むを得ざるなり。

第四種 內務費

第四種 內務費

茲に內務費とは、所謂幸福行政に關する經費を謂へるものにして、幸福行政費

とは一般に謂ふときは、國民の有形上及び無形上の幸福を増進せんが爲めに種々の設備經營を爲すに必要な經費にして、分ちて左の八類となす。

第一類 統計に関する經費

諸種の統計事業に必要な經費を謂ひ、就中人口統計に関する事業は、非常に多額の經費を要するものなり、社會の事物を論ずるに完全なる統計に徹するに非ざれば適切なることを得ざるは明かなるを以て、現今各國皆統計に重きを置かざるものなし。

第二類 交通機關に関する經費

交通機關の發達は文明の進歩を證し、國富の増殖、國防の整備と密着の關係を有するものなり、此種の經費を分ちて更に三種となす、即ち左の如し。

第一 道路に関する經費 道路に付ては諸國種々の沿革を存し、我國亦地方により各習慣を異にし、未だ統一したる道路法なるものなしと雖も、要するに之れに関する經費は、地方税を以て支辨し、唯其負擔に堪へざるものにつき、國家に於て之れを補助し、道鏡、橋鏡等の使用料徴收を私人に許すが如き。

は全然廢止するの方針に出でざる可からず。

第二 航海に関する經費 此種の經費は航海獎勵費、航路標識費、海員養成費等を包括す、而して航海の獎勵方法に三種あり、即ち左の如し。

- (一) 利益保證法
- (二) 定額補助法
- (三) 航程補助法

右三種の方法は名稱に依りて、畧其の意義を推知することを得べきが故に、意義に付ては特に説明を加へざれども、第三種に屬する航程に應じて補助金を定むる方法は他の二種の方法に伴ふ弊害の如きものを伴はずして、最も能く航海獎勵の目的に合するを以て、方今各國の採用する所なり。

第三 鐵道郵便電信(電話)に関する經費 此等の事業は交通機關に関する行政中最も重要なものにして、直接に公益に關すること大なるを以て、之れに關する經費は特に巨額なるを常とす、然れども、此等の事業は獨占的國家的事業なるを以て、之れより生ずる收入は經費を蔽ふて、尙ほ多少の利潤を

生ずるものなり故に初めより收入を目的として設計するの弊は努めて避けざる可からず。

茲に注意す可きは電話に關する事業は方今諸國に於て國有と爲せるものなきに非ずと雖も尙ほ民有として存するもの多し然れども事業の性質上獨占的國家的なる點に於て鐵道郵便電信等と異なる所なきを以て一般に國有若くは公有と爲すの日遠きに非ざる可し

第三類 土木に關する經費

港灣運河溝渠等の交通機關に關するものは盡く國家の保護干涉を要す其他河川の修築排水灌溉等の設備又は上水下水等の經營は多くは地方自治團體をして適宜に之れが計畫の任に當らしめ之れが經費も亦各地方の負擔に任せしむるは當然なりと雖も此等の設備は同時に國家の繁榮に重大なる影響を及ぼすものなるを以て地方自治團體に於て其の負擔に堪へ難きものある場合には國庫は須らく其の不足額を補助して完全を期せしむ可きものとす

第四類 産業に關する經費

此類の經費中には前に擧げたる交通機關に關する經費土水治水に關する經費土地改良に關する經費等を包含すれども尙ほ此外に主要なる經費を擧ぐれば左の如し

(一) 貨幣度量衡に關する經費

貨幣の鑄造度量衡の製作は必ずしも國家の事業に屬せざる可からざるものに非ずと雖も此等のもの、信用の有無は直ちに産業の盛衰に重大なる影響を及ぼすものなるを以て國家に於て之れが任に當るは方今各國の普ねく認むる所なり。

(二) 信用制度に關する經費

茲に信用制度と云ふは産業上の制度の意義にして銀行會社産業組合等の監督に必要なる經費を云ふ。

(三) 工業獎勵に關する經費

例之、勸業博覽會、共進會、陳列所、其他商品検査等に必要なる經費を云ふ

(四) 專賣特許費

新規の物品、方法を發明し又は新規の意匠を案出するは産業の進歩發達に裨益すること大なるを以て國家は大に之れが保護獎勵に努む可きなり即ち其發明若くは案出に係る物品、方法、意匠等に對し發明者若くは案出者を保護す可きものなりや否やを審査せしむる爲めに相當の機關を設けざる可からず。

(五) 實業教育費

實業教育の興廢は直ちに産業の盛衰に影響するものなれば徒弟學校、工手學校等の設備若くは監督の爲めに必要なる經費は國家に於て之れを負担す可きこと當然なり。

第五類 衛生に關する經費

衛生のことは主として各個人の自ら注意す可きものなれども健康に對する危險及び健康を恢復する手段にして各個人の力の及ばざるものに對して國家は進んで之れが設備經營の任に當らざる可からず衛生行政是なり此類の經費は更に分ちて豫防的及び恢復的の二種となす。

(一) 豫防的衛生費

未だ疾病の生ぜざるに先立ちて身體の健康保全を目的とし傳染病豫防の爲めに種痘を行ひ清潔保持法を施き飲食物、食器の取締を爲し其他道路、下水、建築、工場等の衛生上に關する事項を監督する爲めに必要なる經費を云ふ。

(二) 恢復的衛生費

既に疾病の發生したる場合に於て之れが恢復を計る手段方法たる醫師藥劑師產婆看護婦等の資格を檢定し諸種の病院を監督し藥品の取締等を爲すに必要なる經費を云ふ。

疾病中、傳染病、精神病の如きは特に注意を要するものにして此種の患者を收容す可き病院の設備は最も經費を要するもの多く到底私人の經營するものに依りて完全を期す可きに非ず故に國家は進んで之れが經營に當らざる可からず歐洲の重なる諸國に於ては概ね地方團體をして之れが設備義務を負はしむるは蓋し當然の結果なりと謂ふ可し。

第六類 賑恤救貧に関する經費

恤救防貧のことは社會問題中重要な地位を占むるものにして之れが救濟策に付ては古來學者道德家の大に之れを研究し幾多の變遷を経て今日種々の制度を存すと雖も之れに伴ふ弊害も亦少からざるを以て未だ完全なる制度を工夫したる者なしと謂はざる可からず此制度にして其當を得ざるときは經費徒らに多くして窮民愈増加するが如き弊あるを免れず窮民の狀態を審査するは特別の學術技藝を要するものに非ざるを以て地方自治團體の吏員をして之れに當らしめ經費も亦之れに負擔せしめ國家は中央に在りて之れを監督し地方税を以てして尙ほ不足なる場合に其の不足額を支辨し且つ各地方自治團體間の責任を明かにすることを努むるときは其弊少くして恤救の目的を達することを得るに庶幾からん歟今日獨逸に於て盛に行はるゝ社會政策派の主義を是認するときは財政學上賑恤救貧に關して攻究を要するもの少なからざるなり。

第七類 教化に関する經費

此經費は教育學藝宗教等精神的無形的の幸福を増進せんが爲めに必要な經費なり國民の教化如何は一國の生存發達上殊に國際競争上重要なものにして之れが設備經營には巨額の經費を要するものなり然れども各種の設備殊に宗教に關するものに在りては從來の基金若くは巨多の寄附財産ありて國家の支出に係る額は少なきを常とす而して教育學藝に關する經費は固より其種類程度及び附屬並に國家及び地方の財政如何に依りて大差あり專門學校殊に實驗を必要とすること多きものにありて經費を要すること大なり。

初等教育費

初等教育費に付ては強制教育制度の下に在りては之れが設備に要する維持費を地方自治團體に負はしめ唯地方自治團體に於て其負擔に堪へざる限度に於て國家より補助するを通例とす。

專門教育費

專門教育費に付ては學理を主とするものと技術を主とするものとに依りて差異ありと雖も概ね巨額の經費を要し私人の經營を以てしては十分に其の目的を達することを得ざるが故に多くは國家若しくは地方自治團體の經費

に依らざる可からず而して此經費は國家に於て負擔す可きか將た地方の負擔とすべきか或は又兩者に於て分擔す可きかは單に財政上の關係に止まらずして民情風俗等の影響に依りて定まるもの亦少なからず。

社會教育即ち一般人民の學術思想を養成する爲めに圖書館博物館動物園植物園商工品其他諸種の標本陳列場學會協會を設くるの必要あり歐米に在りては此等の設備の爲めに投ずる金額實に驚く可きものありと雖も此點に關しては我國今尙ほ幼稚にして一般に之れが必要を感ずるに至らざるなり。音樂堂美術館工藝館等を設け公衆の觀覽若くは使用を許し音樂家美術家等を優遇し以て音樂美術の發達を計るは實に國民一般の精神修養に必要なものみならず經濟上より觀察するも美術品工藝品の製作を促進し其販路を擴張するの利益あるを以て國家は特に留意して保護を加ふるの必要あり。

宗教に關しては今日一般に理論上信仰の自由を認むと雖も歐米に在りては今尙ほ沿革上の理由に制せられて國家の政務と全然分離するの狀態に至らず彼の所謂國教主義殊に教國主義に致りては其の極端なるものなり現今歐

洲諸國中國教主義を採るものも純然たる國教主義を貫徹するものなし英國はヘンリー八世以來國教を設立し國王は其の在位の間教會の首長として僧侶を任免し僧會を召集し教則を認可すれども殆んど宗教公認の制度なりと謂ふて可なり反之露國は教國主義を以て立ち君主は聖教の保護者にして中央に大教務院を置き全國を幾多の中小教區に分ち聖教を監督す僧侶の俸給教會の維持費布教費等を積算すれば年々著しき巨額の經費を要すと云ふ斯の如きは唯露國に於て其例を見るのみ我國に於ては純然たる政教分離の主義を採り宗教團體を認むと雖も國法上一般の結社と異なる所なし唯社會上重大なる勢力を有するの故を以て國家が特別の監督を爲すに過ぎず但こゝに注意を要するは神社なり神社は國家の營造物にして官國幣社府縣社等の官制を定め國家の經費を以て之れを維持するものとせり又國家が社寺及び之れが附屬物にして歴史上若くは美術上に關係を有し特に保護を加ふべきものに付ては國庫より保存費を支給して之れを補助すれども之れ宗教上の目的に出でたるものには非ざるなり要之宗教費は主として沿革的に定まり

純理論的には決することを得ざるものなり。

第八類 財政費

財政費とは國庫財産の管理運用上必要な經費にして財産を管理運用する機關即ち大藏省の物品費人員費より官有財産の行政費租稅手数料の收納費、其他國債の募集管理に要する費用、豫算を編製し決算を爲すに要する費用、等を包括するものなり尙ほ一言注意す可きは管理運用と謂ふも其の目的は純然たる財政即ち財務の行政を謂ふものにして經濟政策上の目的を容れざることは是なり。

第八節 既定費と暫定費

既定費とは國家が既に支出の義務を有し容易に変更すること能はざるか又は支出の性質上國家が永久的に行ふべき政務に伴ふものにして豫め政府の同意を得るに非ざれば議會が妄に廢除し若くは削減することを得ざる確定不動的の經費を謂ひ反之暫定費とは毎年政務の状況に應じ議會が自由に討議して廢除し若く

此區別の
否理論

は削減することを得る經費を謂ふ。

既定費は絶對的に議會の協賛を要せざるものと形式上議會の協賛を要するものととの二となすことを得べし例之我憲法第六十六條に皇室經費は現在の定額に依り毎年國庫より之れを支出し將來増額を要する場合を除く外帝國議會の協賛を要せずとせるが如きは前者の場合にして英獨諸國に於ける文武官の俸給に充つる經費の如きは後者に屬するものなり。

既定費と暫定費との別は各國憲法並に法律の規定を以て明かに認むる所なれども唯其の範圍に付き學者各意見を異にし議論區々たるものあるなり而して或は此區別を以て有害無益なりと論ずる者あり曰く既定の歳出を設けて經費を確定するときは政府の權限を擴張し反面に於ては議會の財政監督權を減殺するものなりと然れども既定の歳出は既に憲法若くは法律に依りて確定せるものにして政府と雖も随意に増減することを得ざるものなるが故に論者の所謂有害は毫も根據なき杞憂に過ぎず又政務は時の状況に依りて變化す可きものなるを以て之れに要する經費も亦從て増減なかる可からず然るに永久的經費を設定するは政

此區別の
必要なる
理由

務の運用を害するものなりと論ずる者あれども百般の政務は盡く常に變化するものに非ず或種の政務は沿革上の理由よりして變更を要せざるなり而して經費の増加は文明の進歩に伴ふを以て經費は將來益複雑なるに至るべし然るに毎年盡く之れを討議せざる時は監督の任を全うすること能はずと爲すが如きは徒らに無益の手数を加ふるのみならず政務の進行を妨害するものと謂はざる可からず要之既定費暫定費の別は正當の理由に基くものにして又實に必要なるものなり。

我國憲法上の既定の歳出とは文武官の俸給、文官退官賜金、陸海軍々事費、賞勳年金、褒賞費、外國との條約又は約束に因る支出各廳々費、經常修繕費に過ぎざれども廣く論ずるときは法律に既に規定したる政務に伴ふ經費は盡く既定費なりと言ふことを得べし而して此意義に従ふときは經費に對し議會の討議す可き範圍は極めて狭小なりと雖も國運の發展に伴ふて新に經營す可き事業を増加す可きが故に議會は之れが經費に付て慎重の討議を凝らすべきものなり要するに議會が自由討議し得べき經費は新事業に對する經費のみなりと論ずることを得可し。

第二編 收入論

緒論

國家の收入とは國家が法制に基き經費を支辨せんが爲めに收納する一切の財貨を云ふ國家の收入は之れを分ちて經常收入及び臨時收入の二とす前者は一定の期間に即ち毎會計年度に規則正しく收納し以て經常費を辨ずるものにして後者は反之不時の收納にして非常費を辨ずるを原則とす二者の別は學理上の分類に非ずして豫算調製の習慣と會計整理の便宜に出づるものなり。

歳入とは國家の生存發達に必要な經費に充てんが爲めに收納する國家の收入なり我會計法第二條に據れば國家の一切の收納は悉く歳入なりと雖も學理上より論ずれば其の當を得ざること明かなり今國家の收入中歳入に非ざるものを擧ぐれば左の如し。

歳入に非
ざる收入

第一 國家の收納し處分し得るものと雖も其所有權を有せざるものは歳入に非ず例之預金局の管理に屬する預金會計官吏の納むる身元保證金の如き即ち是なり。

第二 或特別の利益の爲めに收納する財産は歳入に非ず例之裁判所の管理する未成年者又は禁治産者の財産の如き即ち是なり。

第三 勞力又は勤勞にして財貨に依りて行ふ可からざるか若くは財貨に依るを不便とするものあり例之兵役若くは土工に關する賦役の如きは明かに國家の收納なりと雖も歳入として財政學の範圍に入らざるが如き即ち是なり。

經常歳入とは法律の效力に依り年々一定の時期に於て規則正しく國庫に入るべき收納なり今之れを經濟上より説明するときは收納の性質上間斷なく收入を生ずる財源を有するものなり故に經常歳入は國民の所得又は之れと密接の關係ある所得を以て財源とするものにして其直接に國民の財産若くは國家の財産を收納するものに非ざるなり例之租稅、手数料、官有財産の收入、官業收入等の如し臨時歳入とは一時若くは不時の收納にして法律上永續的の財源に非ず例之裏債

經濟的歳入

(一) 公經濟的歳入

(二) 私經濟的歳入

若くは拂下に因る收納、其他、分捕、償金、沒收、罰金、科料、献金等の如きを云ひ一時の必要若くは便宜よりして財政上の利益の爲めに處分するものなり故に其の運用の範圍に制限あるは其の性質上當然の結果なり。

本編に於て論ずる所は經常收入殊に經常歳入なり而して臨時收入に付ては第三編に於て別に之れを詳論す可し。

歳入を分ちて經濟的及び非經濟的の二とす前者は經濟上の目的方針に依りて經營したる秩序的収入にして、後者は國法上特別の目的又は事件の存在若くは發生の結果として生ずるものにして一定の經濟的經營に依らざる隨時の収入なり例之沒收罰金科料若くは寄附に因る収入の如き是なり。

第一 公經濟的歳入とは國家が其目的を達せんが爲め命令又は賦課手段に依り強制的に私人經濟中より徵收するものを云ひ其の一般に賦課するものは租稅にして特別に徵收するものは手数料なり。

第二 私經濟的歳入とは主として國有財産又は國家の使用する勞力資本の結

果に成るものを云ひ私人の経済と同じく普通の経済的原則に依り自由交通及び自由競争の行はるゝ社會に於て經營する業務より生ずる收入なり故に私経済的歳入は一に之れを産業收入とも云ふ。

私経済的歳入は之れを分ちて官有財産收入及び官業收入の二とす。

第一 官有財産收入 一私人の財産と同じく自由交通及び自由競争の範圍内に於て國家が其財産を管理するに因りて生ずる収益を云ふ例之官有の森林耕地果圃牧場工場等より生ずる收入の如き是なり。

第二 官業收入 行政上並に財政上の目的を以て國家の經營する産業より生ずる收入を云ひ普通官業及び独占官業の二とす前者は一私人と同じく自由交通及び自由競争の間に立ちて經營するものにして採礦治金等の如きは現今諸國に見る所なり反之後者は一私人の競争を排斥して独占的に經營するものにして主として行政上の目的に出づるものと専ら財政上の目的に出づるものとの二あり行政上の目的に出づるものは公益上の理由に基き或種の収益特權を保留し之が實行に依りて一定の勞務を供し之れ

私経済的
歳入の種

(一)官有財
産收入

(二)官業收
入

歳入の種
位政上の財

私経済的
歳入の種
の財と國家
の財

に對して受くる報償より生ずる收入を云ひ郵便電信造幣等の特權より生ずる收入の如き是なり。反之財政上の目的に出づるものは専ら國庫の收納を目的とし或種の物品の製造販賣を獨占し可及的多くの收入を得んことを期するものを云ひ例之鹽烟草燐寸酒精等の專賣收入是なり。各種の歳入の財政上の地位は時と處とに依りて異なる可きは當然なりと雖も國民の負擔より論ずれば國家が經費を支辨するに私経済的収入に依ると公経済的収入殊に租税に依るとを問はず未だ遽かに結局に於ける國民の負擔を輕重するに足らざるなり何となれば私経済的収入に屬する特權收入若くは專賣收入の如きは國民の直接負擔とならざるもの多しと雖も國民の營業の一部を奪ひて産業の自由を妨ぐるものなればなり。

第一部 私経済的収入論

私経済的収入の意義は既に緒論に述べたる所に依りて明かなりと信ず唯注意す可きは國家の私経済的収入の財源と國家の財産とを區別す可きこと是なり前者

公産

行政上の
財産

財政上の
財産

私經濟的
收入の財
政學上の
地位

は所謂國家の私産にして後者中には政府が政務施行の爲めに使用する財産即ち所謂公産をも包含するものなり而して公産とは官衙兵營敷地器具道路橋梁港灣等の如く尠も所得を生ぜずして單に其價直を有するに過ぎざるものなり故に或は國家の財産を分ちて行政上の財産及び財政上の財産の二となす者あり行政上の財産とは廣義の公産にして諸種の營造物を包含し國庫に收入を生ぜざるのみならず之れが維持費は國庫が當然負擔す可きものを云ひ反之財政上の財産とは國庫の収益收納を生ずる財産にして土地森林鑛山鹽田等を包含するものなり財政學上經常收入の一部として論ず可き國家の財産は所謂財政上の財産にして國家の私經濟的収入の財源の一部に屬するものなり然り而して私經濟的収入は財政學上の重鎮を爲すものに非ずと雖も決して輕々に看過す可きものには非ざるなり須らく之れが利害得失を攻究し管理の宜しきを得んことを努めざる可からず蓋し私經濟的収入は財政の獨立及び國民の負擔を輕減するの性質を有するは實に其の長所とす可きも經濟市場の變動に依りて收入に増減あるは其の短所なり而して殊に其經濟的活動が國民の産業の一部を養ふの點より觀るときは其の

官有財産
と官有特
權

官有財産
收入並に
官業收入
の種別及
び内容

長所も亦長所として誇るに足らざるものなきに非ざるなり。

狹義の官有財産(Fiskalischer Privatbesitz, Strictly Fiscal Domain)は之れを官有特權(Fiskalische Monopole, Fiscal Monopolies)と區別せざる可からず官有特權は普通の法律又は自由交通自由競争以外に立ちて國家の權力を以て價格若くは價直を定め之れに依て收入を得んと欲するものにして官有財産は既に述べたるが如く國家の私産にして之れが管理は一般法律及び自由交通自由競争の原則に従ひ平等の關係に於て需供關係の支配を受くるものなり。

終りに官有財産より生ずる收入にして私經濟的収入の部類に入らざるものあり例之保安林より生ずる果實又は公園其他の營造物中に植付けたる樹林草木等より生ずる些少の收穫の如きは固より之れに要する經費を蔽ふに足らず又初めより收入を目的とするものに非ざるを以て私經濟的収入として論究す可きものに非ざるなり

要之私經濟的収入即ち官有財産收入及び官業收入の如きは國に依り時代に依り又政治上社會上並に經濟上の變遷に依り必ずしも同一なるものに非ずして財産

又は業務の性質にのみ依ることを得ざるものあり、例之、官有財産は買上又は拂下に依りて種類及び内容を異にす可く、又官業に付ても今日の普通官業にして將來の民業若くは獨占官業となり、今日の獨占官業にして將來の普通官業となり、行政設備となり將來民業となることなきを保せざるなり。

私經濟的收入は其の財源の財産なると業務なるとに關らず收入の經濟的性質に依りて區別するときは准私價及び公價の二となすことを得可し。

一 准私價

准私價とは私人間に於けると同じく一般の需供關係に依りて財貨の交換價格を定め政府が提供する勞務又は貨物に對し一個人が任意に之れに對して仕拂を爲す價格を云ふ。

二 公價

公價とは政府が其提供する勞務又は貨物に付き一個人の特別利益を目的とし之れに社會の公益を斟酌して定めたる交換價格を云ふ。

今私經濟的收入の財源の重なるものを擧ぐれば左の如し。

私經濟的
收入の財
源

公價

准私價

第一 官有財産

(一) 不動産

(イ) 工場

(ロ) 耕地及び森林

(二) 動産

例之、證券、書籍、繪畫、其他各種の營造物、備付品、國庫金、等之れなり。

第二 官業

(一) 工業

(二) 商業

(三) 交通業

第一章 官有財産

本章に於て主として論究す可きものは官有の耕地及び森林の二にして其他に付

ては特に論ず可きものなし。

第一節 官有財産の管理

官有財産殊に官有地の管理法は大別して三種とす。

- 第一 直接管理法 (Selbstverwaltung, Direct Official Management)
- 第二 小作法 (Pacht, Lease, Rent)
- 第三 委託管理法 (Miethet, Contract)

右三種の方法に付き其利害を擧ぐれば左の如し。

第一 直接管理法

此方法は國家其他地方團體が自ら資本を放下して生産販賣を爲すものにして其の管理行爲より生ずる利益は盡く之れを取得することを得るが如きも直接に之れが管理の任に當る者は官公の吏員にして自己に直接の利害を感せざるを以て之れを管理するに當りても多くは形式に流れ事業緩漫にして錯雜を來し易く徒らに費用を大ならしめ改良の効果を收むること能はざるの弊あり。故

に今日に在りては通則としては一般に此方法に依るものなし而して唯僅かに例外として存することあるは例之馬匹養成の爲めにする牧場の管理、屯田兵制に於ける耕作、其他試作田、模範田等に於ける直接管理にして皆特殊の理由に出づるものなり。

第二 小作法

此方法は國家が其の所有の土地を貸附けて其貸附料を收むるものにして此方は貸附の時間より區別すれば定期小作法と永代小作法との二種あり。

(一) 定期小作法とは一定の期間を設け其期間官有の土地を人民に貸付け之れに對する小作料を徴收する方法なり。此方法は直接管理法に於けるが如き弊害なくして國家は管理上並に會計上の費用を省き且つ確實なる小作料を得べく又小作人の經營に一任するの結果として十分に土地の生産力を利用し得るを以て一般に農業上の總收入を増加し同時に社會全體を利益するものありと雖も小作人は一時の利益のみを考へ土地を濫用して生産力の枯竭を顧みず爲めに國家をして永久の損失を被らしむるの弊なきに非ず。然れども

此種の弊害は或は小作期間を長くし地域を限り其他保證金を徴する等に依りて避け得ざるに非ざるべし。

- (二) 永代小作法とは小作人をして先づ一定の金額を納付し爾後毎年一定の小作料を支拂ふべきことを條件として一定の土地を永久に使用する權利を賦與する方法なり。此方法は國家に於て直接管理の事務と費用とを省き確實なる小作料を得るの利あれども之れを實施するに當り小作權賦與の對價並に小作料を通算して土地の代價に符合せしむるは實に容易ならざるのみならず小作人が之れに對して種々の物權若くは債權を設定するときは國家の土地整理上非常の煩雜を生ずべく加之經濟界の變動に依りて貨幣の下落を來すときは小作料は通常貨幣を以て收納するが故に國家の收入上に損失を蒙る恐あり。然れども社會政策上より論ずれば官有地を分割して新に數多の獨立農民の階級を設定し若くは維持するの手段たらしむるを得て現今土地國有論の唱道せらるゝに際し稍中庸を得たる方法として願慮す可き價值あるものとす。

一般小作
法と特別
小作法大小小作
法と小作
法

土地の内容より言へば一般小作法と特別小作法とあり前者は土地と之れが附屬の設備とを一括して貸附くる方法にして後者は二者を分離して貸付くる方法なり。

又土地の面積より觀て大小の小作法に分つことを得。大小作法とは其の面積を大にして小數の者に貸付くる方法にして、小小作法とは細分して多數の者に貸付くる方法なり。前者は單に收入を多くし手數を省く點より觀れば利益あれども社會政策上多數の獨立農民級を維持せんが爲めには後者に依らざる可からざるなり。

第三 委託管理法

此方法は國家が土地管理に關する一切の危險を避けて全く之れを他人に委託し其の報酬として毎年受託者より一定の物品若くは金額を收納するものにして所謂擔保法なり。此方法は收穫の最低減を定め其最低減以上の收入を二者の間に分配せんことを約するものなり。此方法に依るときは、

- (一) 作事及び監督の費用を省き

- (二) 収入は確實にして且つ増加す可く、
 - (三) 理論上改良の實を擧げ易く、
 - (四) 總生産額及び純生産額を増加す
- べきが故に、其結果として一般人民を利益す可しと雖も之れに伴ふ弊害としては委託者は常に其の財産(土地)を保護せんと欲し受託者は常に生産額の増大に努めて土地の荒廢を顧みざる傾向あるを以て兩者の間に利害の衝突を來し易く甚しきに至りては其の間に詐欺行爲の行はるゝことなきに非ず、故に此等の弊害を避けんが爲めに種々の拆中制度を生じたり、例へば配當法は管理の任に當る吏員に収益を分配し吏員の欲望を利用して土地の改良及び収益の實を全うせんとするものゝ如き之れなり。

第二節 財産官有の利害及び拂下

國家の財産は其の範圍甚だ廣く所謂行政上の財産と財政上の財産とを包括することは既に述べたる所なり、而して爰に官有の利害を論究せんと欲する財産は固

より財政上の財産にして主として不動産殊に土地森林に關するものなり、其の拂下に付て攻究する所亦同じ。

官有財産の管理に關する制度は常に不便不利を伴ふを以て之れが拂下を主張する者ありと雖も財産官有の利害に付ては種々の方面より觀察して決定せざる可からず。

第一 財政上より觀察すれば官吏は自己に直接利害の關係なきを以て財産管理の上に於て輕忽過誤に陥り易く其の他簿記法及び管理規則等の複雑煩瑣に失し部局の配置等形式上の拘束あるが爲めに事務の敏活を缺き市場の機會に投して利益を得ること能はず、而して小作法に依るも或は委託法に依るも亦各之れが弊害を受くる恐なきに非ず、然れども市町村の如き小政治團體の所有にありては自己直接の利害に關し且つ區域の比較的小なるが故に其の管理も適切なるを得べし、且つ土地の収益は社會の進歩に伴ふて増加するの傾向あるを以て土地の官有は國家の財政上に於ける信用を厚くするに足るものあり、加之適當の方法に依りて長期の貸附を爲すときは其弊も亦甚しからざるを以て財政

上必ずしも排斥す可きに非ず。

第二 經濟上より觀察すれば土地に種々の制限あるが故に之れに對して完全の生産を營むこと能はざるは當然にして人民に在りては之れが爲めに租稅制度を改め多大の納稅を爲すによりて受くるよりも更に大なる損害を被らざるを得ざる可く國家に在りては地主として一個人と競争せざるを得ざるを以て其の結果として一個人の產業の一部を奪ふの非難は到底免る可からざるものと謂ふ可し。

第三 政治上より觀察すれば國家にして多く土地を所有するときは之れに依りて得る収入も亦從て大なるを以て一般に議會の協賛を要する公經濟的收入に依るの必要を減じ爲めに議會若くは國民を輕視するに至るの虞あり、又國家と或種の人民階級との間に利害の衝突を惹起し易く又管理上多數の官吏を要するを以て特に行政上の權力を扶植するの弊に陥り、殊に戰爭の場合に於ては直ちに敵の掠奪沒收に遭ふの危険あり、以上は皆其の弊なりと雖も軍事上に於て又勸業上に於て土地の所有を必要とすること無きに非ず故に獨立の小農を保

護し之れが階級を維持せんが爲めには土地を要すること益大なるものあり、又土地を以て皇室費の財源とするときは其の増減に付き議會の協賛を要せざるのみならず皇室の財政上に於ける地位は自ら堅固なるを得べきなり。

要之、財産殊に土地官有の利害は殆んど相半するものにして必ずしも其の一に偏せざる可からざるに非ず故に現今に在りては強ひて拂下ぐるの必要なく又強ひて増加するの必要もなかるべし唯政治上若くは經濟上の必要に應じて之れを拂下ぐる場合に於ては宜しく其の拂下の條件に注意す可きなり、財政上拂下を可とする場合は其の管理法宜しきを得ざるに出づべしと雖も一時に大部分の拂下を爲すが如きことは最も慎まざる可からざるなり。

此の如く論ずるときは財産官有の利害相半すと雖も特別の理由よりして官有となす可きものあり、丘陵若くは河溪に存する森林の如きは公衆衛生又は其他の理由に依り之れを官有として保存するの必要ある可く又私有財産保護の爲め或は文化勸業の目的を以て模範的農場若くは試作田を設くる如きは皆行政上特別の理由による官有財産なり。

今拂下に關し注意す可き重なる點を擧ぐれば左の如し。

- 第一 拂下く可き土地の選擇を誤るときは供給の増加に依る弊害を私有地に及ぼすの虞あることを顧慮せざる可からず。
- 第二 拂下ぐ可き土地の廣狹に依り又耕作制度の如何に依り一概に論斷す可からずと雖も可及的細分して比較的多數の需用者に分ち且つ之れが買入に便宜を與へんことを期せざる可からず。
- 第三 拂下の時期に付ては政治界の靜穩にして經濟界の順境なる時を撰ばざる可からず經濟界の活動最も活潑なる時期は地代も比較的に騰貴せる時期なる可く買受人も亦此時期を以て便利とす可し殊に國家は一旦拂下に依りて損失を被るときは再び恢復するの機會なかる可きを以て時期に付ては特に注意を要するものとす。
- 第四 拂下を受く可き人に付ては轉賣に依りて暴利を占めんと欲する投機者と眞の需用者とを鑑別して單に後者にのみ拂下げんことを期せざる可からず。
- 第五 拂下を受くる者の提供すべき擔保に付ては契約殊に拂下代金に關する契

約の嚴格に履行せらる可き保證を爲さしむることを要す。

- 第六 拂下に依りて得可き純益の用途に付ても亦大に注意せざる可からず徒らに經常支出に充つるが如きは固より策の得たるものに非ず故に他の適宜の企業に用ゐるか公債を償却するか或は重要なる非常費に充當するが如きは最も穩當なる方法なりとす。

第三節 官有森林

茲に森林とは單に樹木の繁茂せる地面を云ふ英國に所謂森林(Forest)と稱するものは樹木の存否を問はず君主が狩獵の爲めに領有する地區にして茲に所謂森林とは其の意義を異にするものなり。

森林は諸般の木材として又薪炭等の原料として需用の大なることを言を俟たず加之副産物として樹液、菌蕈、果實を生じ苟も經營にして宜しきを得ば産業として頗る有利なるものなり又行政上より觀察するも水源を涵養し砂石を杆止し氣候を調和し其他風致を添ふる等國土保安の目的に於て缺く可からざるものあり然

り而して森林の栽培は概ね粗大の植付を以て足り資本と勞力とを要すること少しと雖も之れが收穫に長年月を要し伐採運搬に大規模の設備を要するの事實は容易に私人の之れに對する企業心を喚起せざるを以て之れが管理に付ては永久に存在すべき國家其の他の政治團體に於て進んで之れに任ず可きものあり故に官有の森林は假令國家が直接に之れを管理せずして小作法若くは委託法に依り間接に之れを管理する場合に於ても之れが監督に付ては嚴密に注意を加へざる可からざるなり。

森林の性質此の如し故に之れが保存及び管理に付き財政上非難す可きものなしとせば之れを他の目的に使用するの遙かに有利なるか又は官有が一般經濟上に障礙を及ぼすの恐あるに非るよりは森林の官有は毫も排斥す可からざるなり殊に我國は世界に於て最も森林に富み其の國有に係るもの亦全國森林地積の三割を占む而して尙ほ之れより生ずる收入の他國に比して大に遜色あるは維新以後殊に森林行政の廢弛して微々振はざるによる要之、森林業は一般經濟上並に行政上看過す可からざるのみならず財政上に於ても亦最も留意す可き産業の一たる

を失はざるなり。

第二章 官業

第一節 工業

爰に工業とは主として採礦冶金製鹽等の事業を云ふ此種の産業も亦文明の程度、國民經濟上の状態及び鑛業の種類に依りて異なるものありと雖も、鑛業は概ね規模大にして巨額の資本を要し、技師の技倆と職工の熟練とにより、長時日の經營を期す可きものなるを以て、事業の性質上、國家若くは結合資本の力に待たざる可からず。然れども、之れを國家の經營と爲すときは多くは純益少くして計算の困難なると收入の不確定なるとよりして、歲計豫算の編製に不便なると及び其の生産物の賣捌に困難なるとにより、國家の企業としては適切なるものに非ず。加之、財政上より論ずるも、今日、租稅制度大に發達し、國家收入の大部分は租稅に依るに至りたるを以て、此種の産業も、之れを民業に委して其の生産物に課稅するときは、十

分に収入の目的を達し得べきなり。但、製鹽の如きは一般の消費物なるが故に、國家に於て直接に之れを行ひ若くは其の事業組合の一員たる必要なきに非ず。又石炭業の如きも、國家永遠の富源を枯渇するの恐あるときは、寧ろ行政上の理由よりして國家が自ら經營するの必要ある可く、其他、飲料若くは浴料として醫藥上の效驗ある鑛泉の如きは、亦公益上の理由に基き、私人の經營に放任せずして國家若くは地方自治團體に於て管理し、貧富を通じて均しく之れを利用することを得せしむるの必要ある可し。然れども、概括して論ずるときは、此種の事業は私人の經營に放任するも監督の宜しきを得ば、經濟政策上の目的を達することを得べく、又財政上の必要は租税、手数料等の手段に依りて充足することを得べし。故に財政上之れを民間に拂下げ、其の収入を以て國債を償却するか若くは更に有利なる官業を營むに如かざるなり。

又特種の産業を發達せしめんとする經濟政策上の理由に基き、國家又は地方自治團體が工業獎勵の手段として設くる我國の製鐵所の如き、又普國の王室陶器製造場の如き、其他、近頃我國或地方自治團體に於て模範機業場を設けんとするが如き

獨占的官業收入

は單に財政上の見地のみより觀察す可からざるなり。

現今國家は一般に財政上より製造業を營む必要なし、特に精巧を要するもの例へば軍需品の如きは實に軍事行政上より官業とするものなり、而して其の財政上の必要に基くものは殆んど例外にして之れを民業と爲すときは其生産物に比較的重税を課せざる可からざるか若くは賦課徴收の煩雜に失し又は往々隱匿脱税の虞ある場合とす、所謂專賣收入は本來租税より進化したるものにして多少公益上の觀念を包含すと雖も全く租税方法の變態に屬し未だ租税の性質を脱却せざるものなり、故に國庫の収入を目的とする獨占官業に付ては主として消費税に於て論ず可きものとす、例へば佛伊埃及び我國に行はるゝ煙草、露國の酒精、南歐諸國印度支那及び我國に於ける鹽、佛國の燐寸及びサービア國の石油の如きは是なり、而して佛國瑞西國等に行はるゝ火藥及び印度に行はるゝ阿片の如きは主として衛生風俗等の行政上の理由に基くものなり。終りに、水道瓦斯電氣等の事業は主として行政上殊に衛生上の理由に基き、國家殊に地方自治團體の經營す可き所謂自然的獨占業なりと雖も國家の富力未だ發達

せざる時代に在りては、財政上之れが經費は又官業となして之れより生ずる收入を以て充當するも不可なし、現今、我國に於て水道事業は皆市の經營に屬すと雖も燈用の電氣瓦斯等に付ては尙ほ私人の事業として存す。

第二節 商業

商業は損益計算の精細煩瑣なるのみならず投機の性質を有するを以て常に市場の狀況に注意し機微を察して行動せざる可からざるが故に國家事業として適切なること能はざるは明なり、但し殖民政策上よりして商業を營むものあり例之和蘭政府のジャバに於ける商業の如きは専ら財政上の理由に出づるものにして寧ろ消費税の性質を有するものなり、本節に於て商業とは主として銀行業を云ひ便宜上普通の銀行業務より生ずる私經濟的收入と國家の特權便宜を以てする公經濟的收入とを包括して論せんとす。

財政上に於ける銀行的事務例之貨幣の出納會計及び國債等の事務は頗る錯雜するを以て夙に大銀行と密接の關係を有せしむるの必要を感し銀行に與ふるに一

官立銀行
の是非

定の報價を以てし國家の銀行的業務を處辨せしめたり、然れども國家は財政上銀行的事務を中央銀行に委す可きか國家自ら之れに當る可きか將た私立會社に託す可きかは大に研究を要する問題なり、今官立銀行の是非を觀察すれば左の如し。

第一 官立銀行を是認するの理由は左の如し。

一 官立銀行は専ら金融の大勢を觀て處理し其間に私利を營まざるを以て國務を擧ぐるに最も適切なることを得。

二 紙幣發行の特權より生ずる利益を國家の歳入と爲すことを得。

三 官立銀行は社會政策を執行する機關として最も適當なり。

第二 官立銀行を非認するの理由は左の如し。

一 官立銀行の設備は一般人民をして經濟上の經營に付き一々國家に倚賴し産業の獨立を得る機會を失はしむ。

二 國家の收納する金額は巨大なるを以て之れが伸縮は直ちに金融市場に恐響すべし故に官立銀行の設備は國家の財政と金融市場との混同を生ずる影あり。

三 官立銀行は戦争状態に在りては國家の營造物として掠奪せらるゝ危険あり。

諸國の實例を按ずるに露西亞及び瑞典を除けば純然たる官立銀行を設くるものなし而して從來の經驗上私立銀行に處理せしめて毫も不可なるものを見ず故に我國に於ても亦日本銀行條例第十三條に政府の都合に由り日本銀行をして國庫金の取扱に従事せしむ可しと規定せり銀行にして國庫金の出納を取扱へば之れが爲めに得る所の利益少からず而して其の利益の最も大なるは紙幣の發行及び其發行したる紙幣を以て法貨となすにあり是を以て國家は銀行の受くる此利益に對して銀行に補償義務を負はしむるを常とす而して補償義務の内容は國に依りて同じからず或は國庫金の管理より生ずる利益に對して利子を納付せしめ或は無報酬にて國債又は會計上の出納を司らしむ要之國家が其銀行的業務を或銀行に處理せしめ之れに一定の條件を附するに於ては財政上より論ずるも一般經濟上より觀るも大に便宜を得たるものと謂はざる可からず。

第三節 交通業

交通業とは郵便、電信、電話、道路、橋梁、運河、航海等に關する業務を云ふ。現今道路、橋梁、運河は國家の公産に屬し郵便、電信は獨占官業に歸せり而して電話及び鐵道に付ては尙ほ未だ公私共通の事業に屬すと雖も此二者も亦事業の性質上早晚獨占的官業に歸せんとする傾向なきに非ず。

交通業の官營より生ずる收入に關する學說三あり。

- 其一 君主の特權より生ずる收入なり。
- 其二 公經濟的收入にして手数料の一種なり。
- 其三 私經濟的收入の一種なり。

第一説は今日の制度に適用す可からず蓋し往時に在りては君主の特權として利益を獨占するにありしと雖も今日に在りては主として公共の利益を擧ぐるを目的とし之れに依て收入を得るが如きは寧ろ從たる現象に外ならざるなり。第二説は後に論せんとする手数料の觀念に合せ殊に今日交通業務に付ては單に其經

官營交通業の收入に關する學說

費を支辨するに足るの事實を以て満足せざるのみならず相互主義専ら行はれ収入は業務の經營より生じ其純收入の性質も亦大に獨占業の利益と異なるものを以て余は第三説に従て私經濟的收入の一種となし少しく論究する所あらんとす。

第一款 鐵道

鐵道業務は規模宏大にして多額の資本を要するのみならず設備に於て經營に於て各國未だ一般に法律上の獨占權を有するに至らずと雖も事實上全部若くは其の大部分に於て國家的の方法に依らざる可からず鐵道業務は本來公共の利益を主とするものなるを以て假令私人の經營に委するも國家は常に之れが監督を爲し又行政上並に軍事上の負擔を命じ土地所有權及び一般交通に對する擔保を命じ線路規則に遵由せしめざる可からず。

次に鐵道業務は自然的獨占業なるが故に若し競争の行はるゝものとするれば極めて狹隘なる範圍内に於て存するものにして此場合に於ては資本を二重に放下するものなれば競争は必ずしも賃金を低落せしむることを得ず又假令賃金を低落

せしむることを得るとするも此の如き競争は到底永續するものに非ずして必ずや遂には合併となり弊害は依然として避く可からざるなり。

從來鐵道業務に國有民有の二主義ありて可否の議論未だ一定せず英米主義は鐵道業も亦一種の産業にして銀行業保險業航海業其他一般の會社事業等と異なる所なきを以て財政上より論するも之れに相當の租税を賦課して其の目的を達す可し妄りに民業を奪ふは人民の自由を制限するものなりとなし、反之大陸主義は國家と鐵道との密着の關係を認め國家の目的より觀て國有とするの必要あるが故に人民は國家の爲めに其の産業の一部を犠牲に供せざる可からず國家は之れが収益に依りて財政上の目的を達す可しとなす此二主義は曾て論じたる國民思想の個人主義たると國家主義たるとに基くもの多きが如し。今英米主義と大陸主義の論據を對比すれば左の如し。

第一 英米主義の根據

- (一) 鐵道事業は運輸手段にして運輸業は個人の自由産業の一なり。
(二) 官業は無益の費用多くして事務の敏活を缺き人民に不便なり。

(三) 官業は行政府の權力を扶植するものにして權力濫用の弊を生ず。
第二 大陸主義の根據

(一) 鐵道は一種の道路なるを以て他の道路と同しく國家の營造物とするは當然なり。

(二) 郵便電信等の行政上の理由に基く獨占官業との關係密着なるが故に鐵道の官有は費用勞力其他組織の統一に於て必要なり。

(三) 軍事上の必要に基き軌條の廣狹單複等特別の設計を要するものあり此等は到底民有に望む可からず。

以上は二主義の根據として其の重なる點なり要之獨占的事業經營の結果として生ずる損益は單に企業者に歸するものなるを以て之れを私人の經營に委ずるときは専ら自家直接の利害をのみ顧慮するが故に公共の利益を擧ぐるに於て満足すること能はざるの憾みあり反之國家に於て之れが經營を爲すときは専ら公益上の理由に基きて行動し他を顧みざるが故に假令財政上の利害を加味せざるも個人の經營に委するが爲めに該事業より生ずる利益は盡く之れを收め該事業に

伴ふ弊害は之れを排除することを得べし例へば線路を按排して有害無益の競争を避け軍事上並に行政上の施設を全うし又兼ねて一般社會政策上の利益を收め得るが如き皆國有に於て初めて期せらる可きものとす。

國家は鐵道を敷設按排するに當り都鄙の關係水路の便否其他各地の狀況を觀察して彼此の權衡を得せしめざる可からず之れ公共的目的を達するに於て當然なればなり然れども地勢の如何に因る事實上の敷設の難易は固より斟酌して設計に先後する所あるは蓋し已むを得ざるなり。

鐵道業務より生ずる収入は主として運輸組織運賃及び使用者の數如何に依て決するものなり而して賃金は文化の程度と國民經濟上の状態とを斟酌して決す可きものなりと雖も國有鐵道の賃金は殊に行政上の主義如何に關するものあり而して此業務より生ずる利潤は如何に處分す可きか抑も國有鐵道より生ずる利潤は財政上の收入にして之れを他の線路敷設の費用に充つ可きか或は歳入として國庫に收む可きかは財政上の便宜に任す可きものにして必ずしも手數料として業務費用を辨ずる報償的のものに止む可き理由を見ざるなり。

鐵道事業を殊に行政上の管理に重きを置きて論ずるときは賃金は公經濟的收入即ち手数料に酷似するものありと雖も一般經濟上より觀察すれば私經濟的收入の一種なりと斷定せざるを得ず何となれば國家は賃金を定むるに當り其の標準を單に業務費用の補償に止めずして尙ほ多少の利益を要求すると又其の業務たるや國家の性質に基きたる勞務に非ずして寧ろ私經濟的營利の觀念に出でたるもの多きが如し由是觀之鐵道事業の財政學上に於ける地位は私經濟的收入の一種なりとするの妥當なるが如し。

第二款 郵便及び電信(電話)

郵便電信の事業は行政上の理由よりして公益を目的とする獨占官業に屬するものにして國家が自由競争以外に立ちて經營するものなり然れども其の收入の方法に至ては前述の普通官業と同じく社會經濟上平等の地位に在りて需用供給の原則に従ふものなり此事業も亦鐵道事業と同一關係を有するもの多く殊に信書の秘密に付ては未だ國家の信用に及ぶものなし又事業の公共的なる點より觀るに此業務に對して公衆の需用する所は彼の鐵道業務に於けるよりも一層確實な

る統一組織に在り而して國家の鐵道政策は之れを郵便電信の業務に利用して大に之れが經費を節減することを得るが故に郵便電信業務に關して存する國有論と民有論との是非得失は之れを推知するに難からず然るに世人稍もすれば信書及び新聞紙に關しては國有論を認め人類と小包に關しては私人の經營に委す可きものと信する者ありと雖も國家が既に國有鐵道敷設の如き或種の運搬法を實施せりとせば人類及び小包に關しても亦之れを並行するの得策なるは多辯を俟たずして明瞭なりと信す。

郵便及び電信事務より生ずる収入は鐵道事務より生ずる収入と同じく其の行政組織、使用料、使用者の數、如何に依りて定まるものなり而して賃金を定むるには須らく文化の程度と國民經濟上の状態とを參酌して定めざる可からずと雖も各種郵電事務の性質に依りて差別を設く可きは當然なり例之書類及び小包郵便は重量に依り音信は語數に依るが如き是なり。

又郵便事務は鐵道業務と密着の關係あるを以て鐵道業務を私人の經營に委する場合に於ては一定の條件の下に之れに郵便物運搬費の幾分を負擔せしむるが如

郵電賃金

きは交通行政上必然の結果なりとす。
賃金に關しても亦鐵道業務に於けると同じく手数料主義と收益主義との二あり前者は交通機關殊に通信機關は商工業の發達を促かし學問智識の普及を助くるものなるを以て賃金は經費額に止めざる可からずとし後者は賃金は幾分の増額を爲すも人民は使用の報償として之れが仕拂を忘るものに非ずして國家の收入中最も簡便なるものなり故に國家は他に之れに代ふるべき適當の財源を有せざるときは之れに依りて收入を計るも敢て不可なしと夫れ郵電事務は社會の進歩發達を期する上に於て重要なるものなりと雖も教育行政若くは司法行政等と同視す可からざるものあり國家が郵電業務を行ふは獨占的事業たるの結果として國家に適切なるが爲めなりと雖も財政上の必要よりして苟も他の一方に其の業務の本然の性質を發揮し得て地方に一般社會の進運を助長するに於て障礙を及ぼさざる限りは之れに依て生ずる收入を以て國家の他の經費に充つるは毫も不可なること無かる可し故に國家は其業務に要する費用と其の利子とを辨するに止め純然たる手数料主義に依る可しと爲すの論は未だ正鵠を得たるものと謂

郵電賃金
納に關する
國際的
制度

ふ可からざるなり。

郵便料及び電信料收納の制度は國際協議の結果として近來益發達し國際間に聯合均一の制度を見るに至れり。今日一般に行はるゝ制度の重なるものを擧ぐれば

- 一 郵便切手を以て賃金を前納せしむること。
 - 二 著しく賃金を減小したること。
 - 三 郵便若くは電信による爲替事務を取扱ふこと。
 - 四 葉書及び小荷物の制度を採用したること等之れなり。
- 電話事業は一千八百八十一年獨逸に於て初めて電信の附屬事業として國家の經營に附せり爾後各國未だ一般に採用するに至らずと雖も業務の性質上且つ電信と密接の關係あるを以て早晚一般に國家の獨占事業たるに至るべきものと信ず。

第三款 富籤

富籤とは豫定の條件に従て抽籤又は類似の方法に依り多數人と一人との間に一種の契約を結び掛金其他の財産の得喪を決するものなり此富籤興行を以て國家の收入を計るものありと雖も之れが利害は大に攻究を要するものなり。

富籤の種類に四種あり。

(一) クラッセン・ロットテリー (Klassenlotterie)

此種の富籤は國家先づ掛金の幾分を收納し其の殘額に付て等級別の籤を作り各當籤者に豫約の金額を配當する方法にして西班牙普魯西撒遜等に行はるゝものなり。

(二) ツアーレン・ロットトロー (Die Zahlenlotto)

此種の富籤は随意の金額を以て若干の抽籤に對して賭するものにして賭者の利益額は計算上國庫に入るものより遙かに少きを例とするを以て此種の富籤に依る國家の收入は非常に大なりと雖も其の弊害も亦少からず現今伊太利奧太利等に行はれ其の收入頗る巨額に達するものあり。

(三) ツヴェック・ロットテリー (Die Zwecklotterie)

此種の富籤は或目的の爲めに資金を得る方法にして我國所謂頼母子講の如きものなり。

(四) チンセン・ロットテリー (Die Zinsenlotterie)

此種の富籤は所謂割増債券にして公債を募り又は勸業銀行に於て社債を起さんとするに當り人民の射倖心を利用して當籤者に多くの割増を與ふるが如き之れなり。

要之、後記の二種は甚しき弊害を見ずと雖も富籤は元來偶然を要素とするものなり故に風教上より見るも又社會政策上より見るも歓迎す可きものに非ず殊に偶然を要素とすと雖も當籤の機會は富者に多く貧者に少きは當然にして加之貧者は一旦其の目的を達することを得ざらんか忽ち路頭に迷ふに至るべきを以て社會政策上最も注意を加へざる可からざるものとす然りと雖も既に久しく慣行せられ社會の多數者が認めて怪しまざる財源にして特別の組織を以て富者の階級のみ限り一定の秩序を紊さざるを得ば歴史的に又は財政的に之れを保存するも亦已むを得ざるものある可し然るに此等の理由なくして唯收入を計らんが爲め新に富籤を興行せんとするが如きは甚だ當を得ざるものなり。

第二部 公經濟的收入論

公經濟的收入と私經濟的收入との異點

公經濟的收入は廣義の租税 (Abgabe) にして國家若くは其の他の政治團體が其の生存を全うせんが爲め當然國民の財産所得より徴收する收入なり。公經濟的收入の私經濟的收入と分れたるは經濟上の發達に伴ふ自然の結果なりと雖も政治學法理學の進歩に依り公益私益殊に公法私法の別を生じたるによる公經濟の觀念は先づ都會に發達したるものなり蓋し間接税は多くは直接に負擔者の利益を損はざるが故に人民は毫も之れに付て怪しむ所なきも直接税に至りては殆んど其所有財産を奪はるゝが如き感情を以て迎へたるものにして其漸く國家公共の觀念を自覺するに至るや政治上の施設は先づ都會に行はれたるを以て都會の人民は夙に個人の利益を犠牲にするも國家公共の利益に貢獻する所なる可からざる必要を悟り公經濟的收入殊に直接税を認めたるものなり。今公經濟的收入と私經濟的收入との異なる要點を擧ぐれば左の如し。

- 一 私經濟的收入は財産上の利益を目的とする收納にして公經濟的收入は公益を目的とするものなり。
 - 二 私經濟的收入は相互の自由意思を基礎とすれども公經濟的收入は命令服従の關係を基礎とす。
 - 三 公經濟的收入は獨占的なれども私經濟的收入は自由競争の結果なり。
 - 四 私經濟的收入は其の額に於て稍確的なれども公經濟的收入は常に歳出に應じて伸縮するものとす。
- 公經濟的收入は分ちて手数料及び租税の二とす。

第一門 手数料論

第一章 手数料の觀念

手数料 (Die Gebühren, Fees, Costs, or Charges) とは國家其他政治團體の特別の公務に對する報償にして其公務を行ふに至らしめたる者より徴收する政治團體の收入なり國家の設備は盡く社會各種の階級に通じて必要なるものと云ふことを得ずと雖

定義

も國家を一の有機體と見るときは各局部に必要な設備も間接に他の局部に影響するものなることは分明なる可し故に國家全體より見るときは其生存發達の必要上助長事務として各種の需用に應ずるの設備なかる可からず故に或種の設備を使用する者は之れが使用料を報償せざる可からざるは當然なりと雖も其設備の爲めに要する費用をも盡く之れを負擔せしめざる可からざるに非ず其の設備の費用は國家若くは公共團體に於て負擔す可きは國家理論上當然なりと謂はざる可からず故に之れが費用は須らく租税を以て充當し國民の一般負擔とす可きものとす蓋し財政上手數料の存するは單に其の財源を得んが爲めに非ずして公益上の理由を包含するものあればなり。

手數料の要件

- 一 私人が之れを行ふに至らしめたる公務は眞正なる可きこと。
 - 二 手數料の額は公務に要したる費用を超えざること。
- の二にして負擔者の經濟上の状態等は顧みるを要せずと雖も左の如き場合に例外を認むるは當然なり。

手數料の免除

手數料と租税との異なる點

- 一 絶對的貧究者に對して特別の公務に關する手數料を免除するは一私人が手數料の負擔に堪ふると否とを問はず正義公道の爲めに必ず公務を執行す可き場合例之貧究者に對して一定の條件の下に訴訟費用を免除するが如き是なり
 - 二 相對的貧究者に對しては特種の公務に對する負擔を免除す可き場合例之貧者に授業料を免除するが如き是なり
- 今手數料と租税の異なる要點を擧ぐれば左の如し
- 第一 徴收の目的を異にす
- 手數料は特別の公務に對する報償にして之れが徴收は多くは人民の意思に基因すれども租税は一般の公務に對する費用を充たさんが爲めに國家の意思を以て強制的に徴收するものなり
- 第二 徴收額を定むる標準を異にす
- 手數料は原則として特別の公務の爲めに要する費用額を標準とし租税は納稅者の負擔を標準とす然れども手數料は必ずしも客觀的即ち其の公務に要する

費用額に依りてのみ決す可からざるものあるを以て或場合に於ては國家其他の政治團體が人民に對して提供する公務の結果を推測して主觀的に定むることなきに非ず例之登記料の如きは人民の提供力を斟酌するの結果として殆んど手数料たるの性質を失ふ如き觀なきに非されども是れ性質上費用を要すること多かる可きものにして事實上費用の少なきことあるも之れを除外す可きに非さればなり又行政上の目的よりして或設備の濫用を防遏せんとする場合の如きは純然たる手数料の觀念のみを以て論ず可からざること明かなり。

第三 課税及び税率は法律の根據あることを要す。

我憲法第六十二條に新に租税を課し及び税率を變更するは法律を以て之れを定む可し但し報償に屬する行政上の手数料其他の收納金は前項の限に在らずと規定せり茲に行政上と謂へるは廣義に解釋す可きものにして司法行政をも包含するものなり。

要之、手数料とは國家の特別の公務を要求する者に對し之れが對價として特別的に課徴せらるゝものなり。

第二章 手数料の種類

手数料は沿革に依り又は組織及び徴收の方法等に依りて其の種類甚だ多しと雖も一定の方法に依りて分類するときは大略左の如し。

- 一 國庫手数料及び官吏手数料
- 二 確定手数料及び不確定手数料
- 三 單獨手数料及び併合手数料
- 四 普通手数料及び特別手数料
- 五 司法手数料及び行政手数料
- 第一 國庫手数料と官吏手数料

國庫手数料とは國庫が收納して歳入の一部を爲すものなり反之官吏手数料とは當該官吏が收納して其の俸給の一部を爲すものなり現今手数料は概ね前者に屬すれども單に副收入として徴收するもの又は公證人執達吏若くは獨逸に

於ける教授料の如き沿革的のものに於て後者の例を存するのみ後者は國家事務の煩を避け俸給の支拂を節略し官吏の勤勉を奨励するの利あれども檢閲の困難なると官吏をして専横ならしむる恐あると官吏の經濟上に於ける地位の平均を得ることが公務を障碍するの弊なきに非ず。

第二 確定手数料と不確定手数料

確定手数料とは手数料の額と率とを一定するものにして不確定手数料とは事件と場合とに依りて額と率とを異にするものを云ふ前者は同種の公務に付ては其徴收額全く同一なれども後者は公務の一定の範圍若くは種類に依りて設けたる階級に應じて徴收するものにして公務に要する時間記録の紙數事件の大小金額の多少等に依りて額と率とを異にするものなり此種の手數料中價格に應じて徴收するものは更に分ちて階級的及び比例的の二となすことを得べし。

第三 單獨手数料と併合手数料

單獨手数料とは一定の公務に付き個別的に其の額を算定して徴收するもの例

之裁判費用の徴收に當り個々の訴訟行為に付き個別的に其費用を算定し個々の訴訟行為に關する費用を通算して裁判費用と爲す如きを云ひ併合手数料とは一定の公務に密着する總ての行為に關する費用を包括的に定むるものを云ふ故に後者は前者に比して手数料の性質に適合するものなり。

第四 普通手数料と特別手数料

普通手数料とは公務の種類を問はず苟も同一の事件若くは行為に付て徴收するものにして例之届出認可免許證明登記等の場合に見るものなり反之特別手数料とは各官廳の取扱ふ特別の事件若くは行為に對して徴收する報償なり前者は確定的にして各個の場合に適切なること能はざるが故に官吏の專斷に委するの結果として誤謬と濫用とを生ずるの恐なきに非ず故に後者に依りて一般行政事務と手数料を徴收す可き行為との間に差別を設くるの必要を存す。

第五 司法機關手数料と行政機關手数料

其一 司法機關手数料は更に分ちて(甲)訴訟手数料 (乙)非訟手数料の二とす

(甲) 訴訟手数料

第二章 手数料の種類

訴訟に民事と刑事との二種ありと雖も手数料徴收の理由に至りては殆んど異なる所なし権利關係の確認に關する裁判の手數料を除き争訟に關する裁判に付ては民事と刑事とを問はず一般に敗訴者に於て手数料を負担す可きものとす之れ自己の故意又は過失に依り特に裁判機關を使用したるものと推定するを以てなり。

訴訟手数料は人民の權利財産に關する争を裁判する手数料なるを以て權利の性質金額の大小事件の難易裁判所の階級等に依りて手数料の率を定む可きものとす。

訴訟手数料を徴收するの理由は主として、

- 一 裁判上の行爲は訴訟當事者の惹起したるものなること
- 二 健訟の弊を防止すること

の二點にありと雖も訴訟手数料の徴收は決して一定の限度を超す可からず何となれば若し一定の限度を超ゆるときは左の如き結果を生ずる危険あればなり。

訴訟手数料
徴收の
理由

訴訟手数料
の限度

- 一 訴訟手数料の性質を變じて訴訟禁止料たらしむるか然らずとするも甚だしく司法制度の效用を減少し殊に貧困者の階級を害すること
 - 二 特別の司法上の救済以外に司法行政より生ず可き重要な一般利益を失ふに至ること
- 訴訟手数料中民事に付ては性質上手数料たること明かなれども刑事に付ては手数料の性質を失ひ罰金科料等となるの傾向なきに非ず然れども被告人に資力なきときは國庫が負擔する點より觀れば其の手数料たること明かなり但豫納金にして被告人が無罪となるときに返附するものに付ては手数料に非ざること言を俟たざるなり。

(乙) 非訟手数料

非訟手数料は人民の權利關係及び財産關係を確認する司法行爲に對する報償なり詳言すれば一定の證書の調製保存等に關し國家が爲したる特別の公務に對する報酬にして此證書に依り各人の權利は確認設定變更移轉若くは消滅の效力を生ずるものなり例之公證料登記料の如し。

財産の移轉に課する賣買取引税又は賣買契約税の如きは其の徴收方法が全く手数料と同一形式なれども之れ租税にして手数料とは全く異なるものなり今其の手数料と異なる點を擧ぐれば左の如し。

- 一 課税の目的物を異にす即ち手数料の目的物は公務にして財産移轉税の目的物は其の移轉す可き財産なり。
- 二 徴收の目的を異にす換言すれば手数料は公務に要したる経費の補償を目的とし移轉税は國家の一般收入を目的とするものなり。
- 三 徴收額決定の標準を異にす即ち手数料は公務に要したる経費の額を標準とし移轉税は財産の價格移轉の性質及び移轉當事者の個人的關係を標準とす。

然り而して第二種として擧げたる不確定手数料は納付者の特別利益の爲めに要したる経費より觀れば間接なるものあるが故に租税の外觀を呈することあれども其の経費に密接の關係を有するを以て租税に非ずして手数料なりとするに妨なし蓋し此種の手数料は法律關係の發達するに従ひ

益其の多きを加ふるものなり。

其二 行政機關手数料

爰に汎く行政機關手数料と謂ふも主として内務行政上の手数料を指すものにして外務手数料即ち旅行券の下附其の他公使領事事務官等の職務に關聯する手数料又は軍事手数料即ち理事若くは主理登用の手数料等に付ては財政學上特に攻究するの必要を見ざるなり。

一 衛生及び教育手数料

衛生手数料は獨り官制上の内務の區域のみに止まらざるものあれども國家の行政事務としては甚だ少なきものにして行政の性質上より手数料を徴收せざるもの多し例之惡疫の流行するに際して檢疫を爲し種痘を施し消毒を行ふが如き之れなり反之教育手数料は國家の行政事務として財政上輕忽に附す可からざるものあり夫れ國民教育の發達は國運伸張の基本なるが故に國家は國民の生存繁榮を計る可き職分を有するの結果として當然教育事業を經營せざる可からず故に之れが設備維持の費用は固より

國家地方自治團體に負擔せしむるも國家事業たるに妨げなし現今我國に於て小學校の如きは國家の設備なれども維持費は地方自治團體の負擔なり)に於て負擔す可しと雖も教育上の利益を受くる各個人より國家の營造物使用に對する費用を負擔せしむるは當然なり然れども其の負擔額に付ては種々の點より觀察して決す可きものとす單に收入の點より謂ふときは普通教育に在りては教育行政の一般經費に對する補助的の收入たらしむ可く高等教育に在りては比較的小數者に對して巨額の費用を要し且つ教育を受くる者に直接して大なる利益を與ふるものなれば手数料の性質上其の額を大にするも敢て不可なる所なし而して此種の手數料は授業料證書料試験料入學料退學料其他教育的營造物の使用料等より成るものとす。

二 經濟政策上の手数料

經濟顯象は主として各個人の自由競争に任す可きものなれども國家は公益上多少の制限を設けて社會の利益を計らざる可からず故に此種の公務

(二) 經濟政策
手数料の

を行ふの設備に至りては固より税租に依る可きこと當然なりと雖も其の特別の公務に依りて利益の保護を受けんとする者より之れに對する報償を徵收するも敢て不當なりと謂ふ可からざるなり此種の手數料は營業又は特權の免許料若くは鑑札料貨幣鑄造料度量衡の檢定料貴金屬の品位證明料蠶種檢査料輸出入貨物の統計料税關の設備使用に對する貿易料等より成る此中最も顯著なるものは通商上の手数料なり而して此種の手數料中重なるものを造幣料度量衡檢定料貴金屬の品位證明料等とす。

(イ) 貨幣鑄造料

貨幣の一般經濟上財貨の交換手段として必要なるは言を俟たず而して貨幣の效用は授受者間の信用に依りて全きを得るものにして其の信用は品質量目の一定なるに基くものなり然るに貨幣の鑄造を私人の自由に放任するときは惡錢獨り跋跨して良貨を驅逐し貨幣價格は之れが爲めに下落し貨幣下落の當然の結果として物價の騰貴貸借關係の擾亂を免れず殊に貨幣の本位價格は國家に非れば到底維持すること能はざる

貨幣鑄造料

ものなり國家は法律を以て貨幣の品位を一定し賈造剝取を禁止し經濟界の需要を察し適宜に發行するに依りて完全なることを得可きものなり此の如く貨幣の鑄造は私人に放任す可からず純然たる公益事業として國家の經營す可きものたるや明かなり苟も鑄造が國家事業たるに於ては國家が直接に之れに従事すると契約を以て間接に行ふとを問はず地金を提供して鑄造を請ふ者より手数料を徴收して鑄造に要する經費の一部を補償す可きは當然なり。

終りに磨滅したる貨幣の交換又は鎔解に因りて生ずる經費を最終受領者に負擔せしむるは公平を失するを以て一般人民の負擔として租税に依りて支辨す可きものなり。

度量衡檢定料

(ロ) 度量衡檢定料

度量衡は萬物取引の要素として缺く可からざるものなるが故に之れが眞正にして且つ確實なることに付て國家の保證あるに非ざれば社會の信用は一日も保維持可からざるなり故に國家は常に一般經濟上のみな

營業免許料と營業税との區別

らず行政上之れが檢定を爲さざる可からず而して其の檢定料の徴收は檢定に依り直接に利益を得る者よりするは手数料上の性質上當然なり終りに注意す可きは營業免許料と營業税との區別にして此二者は廣義に解釋すれば區別なきが如しと雖も前者は營業を許可する條件として徴收するものにして之れを納付せずして營業するときは其營業は免許なき營業にして不法なり然るに後者は營業するに依りて納付せざる可からざる營業者の負擔にして其營業は既に適法なることを前提とするものなり二者明かに區別あることを知らざる可からず。

第三章 手数料の徴收方法

手数料の徴收方法に二あり直接徴收及び間接徴收是なり前者は國家若しくは公共團體が納付者より直接に徴收する方法にして後者は證券若しくは印紙の手段に依りて徴收する方法なり此二者は各長短あるを以て徴收機關の組織公務の性質其

他納付者の便否等を參酌して其採否を決せざる可からず。

一 直接徴收方法は更に分ちて二とす。

(一) 直接徴收法
(イ) 請負法

(イ) 請負法 手数料を以て公務を行ひたる官吏の報酬若くは俸給の一部に充つるものにして前章手数料の第一種中に述べたる如く一面の便利ありと雖も他面に於て種々の弊害を伴ふを以て現今諸國に於ては原則として此方法を採用するものなし。

(ロ) 國庫法

(ロ) 國庫法 官吏の徴收する手数料は總て國庫に歸し官吏は唯一定の俸給を受けて其の職務を行ふものなり。

直接徴收法中國庫法最も能く手数料の性質に適合し收納確實にして且つ其率の經濟上に及ぼす影響を知るの便あり然れども公務の性質一般的ならざるもの又は地方自治團體の如き地域及び權限の小なるものに在りては事務の錯雜を生じ計算事務と金庫事務とを混淆するの危険あるものなり。

(二) 間接徴收法

二 間接徴收法は國家に徴收上の危険なく且つ會計上頗る便利なるものあり納付者も亦取引關係の秘密を保ち得るの利益ありと雖も弊害として誤脱若くは

偽造の危険あるを以て之れに對する監督を嚴重にせざる可からざるなり。

第四章 特別徴課

定義

手数料と同じく廣義の租税に屬し手数料に非ず又狹義の租税に非ざる國家課税權の一種の發現あり特別徴課と云ふ余は便宜上茲に一章を設けて之れを説明せんとす。

特別徴課とは國家又は其他の政治團體が公益の爲めにする施設に依りて特に價値を加へたる不動産の所有者に對し其増價額に比例して施設費の分擔を命ずるを云ふ。

特別徴課は近來米國に發達したるものにして之れが財政上の地位に付ては大に攻究を要するものあり今國家經濟の公經濟と私經濟とに分化したる沿革を觀るに私經濟的收入は經濟的性質上より准私價と公價とに區別することを得べく公價は即ち國家が自己の特別利益を計るに當り稍公益を顧慮するに至りたる場合

特別徴課の地位に於ける上

に存するものなることは前に私經濟的收入論の初めに於て一言せり次に漸く進んで公益に重を置くに至りたるものは手数料及び特別徵課にして公益を以て唯一の要素とするに至りたるものは狹義の租税なりと云ふことを得べきが如し果して然りとせば特別徵課は手数料の一段進みたるものにして未だ狹義の租税級に達せざるものと論ずるも敢て不可なかる可き歟。

尙ほ特別徵課と手数料及び租税との異同を擧ぐれば左の如し。

特別徵課
と手数料
の異同

- 第一 特別徵課と手数料とは共に (一) 廣義の租税に屬し (二) 個人の受くる特別利益に關し (三) 國家の特別勞務に對する報償的負擔たる點に於て同一なりと雖も特別徵課は (一) 地方的施設の場合に存し (二) 不動産所有者に限り (三) 被徵收者の意思に拘はらざる點に於て手数料と異なるものなり
- 第二 特別徵課と租税とは共に (一) 廣義の租税に屬し (二) 賦課の淵源を不動産とし (三) 賦課の目的物を不動産の増價額とし (四) 被徵收者の意思を問はざる點に於て類似するものありと雖も (一) 或地域内に於ける不動産所有者の特別利益に關し (二) 國家の特別の勞務に對する報償的負擔たる點に

於て租税と異なるものなり。

此の如く特別徵課は手数料に非ず又租税に非ざる一種特別の徵課にして地方的施設即ち道路公園上水下水撤水點燈等の事業費に關し一般に地方團體の事業に屬するもの多し此點より見るときは一種の地方税たる如き觀ありと雖も既に租税に非ざることには前に論述したる所に依りて明白なり。

第二門 租税論

第一章 租税の觀念

定義

租税 (Steuer, Tax) とは國家其他の公共團體が其生存目的を達せんが爲め必要上強制的に徵收する一般的歳入なり換言すれば國家其他の公共團體が其構成分子たる人民の一般利益の爲めに要する經費を蔽はんが爲めに徵收する一般人民の財産の一部分なり。

諸學者の
定義

租税に關する諸學者の定義少からず今租税の概念を説明するの一助として其の

重なるものを擧ぐれば左の如し。

ロッシェル氏曰く租税とは各個人が公共團體に對して服従關係に在る結果として該團體の財政上の必要を充たさんが爲めに仕拂はざる可からざる出資なり。

ワグネル氏曰く租税とは各個人が國家の一般的經費を蔽はんが爲めに義務的に納付するものにして國家が其の盡くす所の勤勞に對し一般の補償として自己の財政主權に依り個人經濟收入の一部を強制出捐として徴收するものなり。

パツナル氏曰く租税とは公共團體の需用に對し各個人又は個人團體の富に課する強制收歛なり。

コツサ氏曰く租税とは一個人の富の一部にして國家又は地方自治團體が納税者の一般的利益を圖らんが爲めに生じたる經費を支辨するの目的を以て徴收するものなり。

メステープル氏曰く租税とは公權力者が公務を執行せんが爲めにする個人若

租税の財
源に於て
政治的地位

くは個人團體の富の強制的收納なり。

租税は今日國家其他の公共團體の財政上最も重要な位置を占むるものにして國家の消長は租税制度の如何に關すと謂ふも敢て誣言に非ざるなり然りと雖も經濟社會の組織にして租税の負擔に堪へざる時は勢他の收入を以て之れを補完せざる可からず反之經濟社會の負擔力十分なるに徴收方法の宜しきを得ざるが爲めに之れが收入を完全すること能はざるときは實に經濟社會に於けるのみならず一般社會政策上に於ける影響は實に大なるものあり故に何れの場合に於ても實際上租税を賦課し又は徴收するに當りては能く一般經濟上に於ける富の分配に注意し及び社會政策上の目的をも參酌せざる可からざるなり。

租税は又彼の手數料等の如く特別の收入に非ずして一般的に徴收する收納なるを以て其の負擔の義務及び徴收の類は手數料の如く各個の場合に於て定まる可きものに非ずして財政上並に政治上の關係に依りて定まるものなり此の如く租税は一般的の收入なるが故に國民中に租税の負擔を免るゝ者あるが如きは原則として許す可からざるなり又一般的負擔なりと雖も必ずしも各人均一なること

を得ず須らく一定の標準に依りて公平に賦課すべきなり而して國家が之れを徵收するに當りても猥りに便宜に依らずして必ず法律に據らざる可からず蓋し納税の事たる國家の生存發達上必要缺く可からざるに出づと雖も一國人民の私經濟に重大なる關係を有するを以て國家の構成分子たる一個人の存在に必要な經濟上の基礎に依り社會經濟の發達を顧慮せざる可からざるなり然りと雖も租税は本來國家の生存目的上缺く可からざる費用を支辨せんが爲めに徵收する必需的收入なるを以て單に正理若くは經濟上の原則にのみ據る可からざるものあり是れ蓋し租税の本質に基因するものなり又事實上より論ずるときは租税に因る國家若くは公共團體の活動は其人民に及ぼす利益若くは保護の上に於て厚薄なきことを保せずと雖も一々之れを比較量定して其の厚薄の程度に應じ税率を異にするが如きは事實の許さざる所なるを以て租税に在りては報償の性質を認む可からざるなり。

第二章 租税徵收權の根據

國家の起
原性質、
目的

共同基金

租税徵收權は國家の起原性質目的等と密着の關係あるを以て之れが根據に付ては從來學者の解釋區々たるものあれども苟も公共の需用を充足せんとするに當り各個人の爲めに要したる經費を算定するは不可能の事にして又各個人が公共の爲めに勞務を提供すとすも其勞務の多寡大小を精算することは到底期す可からざるが故に此の如き場合に於ては共同基金 (Gemeinsames Fond, Common Fund) の制に依らざる可からず而して共同基金の設定は任意的の寄附に待つ可からざること明かなり然り而して國家の起原に付ては姑らく措いて論ぜざるも國家組織の必要を認めたる今日に在りては同時に國家の生存發達に必要な手段をも認めざる可からざるや論なし何となれば既に目的を認めて之れに必須なる手段を認めざるは自家撞着の甚だしきものにして此の如きは根本的に其目的を認めざると異なることなければなり故に今國家組織を認むるときは其組織に必要な缺

く可からざる費用は亦當然の結果として認めざる可からず又之れが費用を負担する者は其の國家を認めたる者に於て免る可からざるや言を俟たず故に國家は共同基金を得んが爲めに一般的に人民に負擔を命す即ち是れ國家の租稅徵收權なり。

歴史上或は君主の特權として專制的に人民より徵收したることあり或は君主は一定の財産を有し其の財産の範圍内に於て政務を行ふことを原則とし例外として其不足額に付て人民の寄附を仰きたることあるを以て今日に在りても尙ほ租稅には人民の合意を必要なりと論ずる者なきに非されども國家理論より見るときは此種の論の取るに足らざるや明瞭なり。

君主の特權に非ず

第三章 租稅の術語

租稅論に於ては常に一定の學術上の語辭を用ふるを以て左に其の最も普通に行はるゝ重なるものを簡單に説明せんとす。

- 第一 稅源 租稅の由來する源泉にして其直接なると間接なるとを問はず國家又は公共團體の生存目的の爲めに犠牲に供せらるゝ財産又は所得の一部なり。
- 第二 課稅物件 租稅の目的物體にして租稅を賦課するに當り其の額を定むる標準となるものを云ふ換言すれば課稅物件とは稅源より租稅を徵收する手段にして價直を以て表示するを常とすれども時に或は現物を以てすることなきに非ず。
- 第三 租稅の單位 課稅物件を評量する基點を云ふ例之地租を課するに地價一圓に付き三錢三厘とするときは一圓は即ち地租の單位なり。
- 第四 稅率又は稅步 租稅の單位に對して賦課する租稅の割合なり前例に於ける一圓に付き三錢三厘と云ふが如し。
- 第五 租稅の主體 法律上租稅を賦課徵收せらるゝ者を云ふ租稅の主體は分て之れを納稅者(Steuerzahler)及び擔稅者(Steuerträger)の二とす前者は法律上租稅を納付する者を云ひ後者は事實上租稅を負擔する者を云ふ。
- 第六 租稅の客體 租稅の根底を爲す所の物所有及び占有(事實消費)人又は關係

を云ふ例へば所得又は地價は其の所有者をして納税せしむる所以の關係を生ずるものにして課税物件とは異なるものなり。

第七 租税臺帳 租税の主體客體及び其の負擔義務等を證明する事實を記載したる官簿なり。

第八 租税原簿及び租税目錄 二者相類似したるものにして納税者の姓名税額課税物件の種類分量等を記載したる租税臺帳に外ならず。

第九 税則 同種の租税中に包含する各貨物の一定數に對して全國に於けを單位の總數を擧げ税率を乗して之れを記載したるものなり。

第四章 租税の原則

租税制度を支配する一定の原理原則は政治法律の變遷に従ひて推移す可きが如しと雖も必ずしも然らずして社會に通ずる風俗習慣の影響に依るもの多きを見れば租税の原則は社會思想の結果に外ならずと云ふことを得べし其の初めて租

税の原則を論じたるはアダムスミス氏なり然れども氏の論じたる所は國家財政上の原則と謂はんよりは寧ろ納税者の便利を計らんとするにありて極端に論究するときは到底實行し得可からざるものなり是を以て近世の學者或は租税の原則を説明するに道德の原則に據らんとする者あり正理の原則に據らんとする者あり又は經濟の原則に據らんとする者ありと雖も要するに其の一に偏して概論せんとするは妥當を缺くものにして各場合に付き區別あることを知らざる可からず。

租税は固と財政上の需用に應せんが爲めに存するものなるを以て先づ其需用に應ずるの策を講せざる可からず次に財政上の需用に應ずるものなりと雖も負擔者の利益も亦之れを顧慮せざる可からざるが故に之れを賦課するに當りても經濟現象を阻礙するの危険を避けざる可からず由是觀之租税の原則は第一に財政上の原則に従はざる可からず第二に正理上の原則に従はざる可からず第三に經濟上の原則に従はざる可からず以下節を分ちて論究せん。

第一節 財政上の原則

財政上の原則は國家又は公共團體の便宜を基礎として觀察したる結論にして租税は必要なる經費を支辨するに十分なる資格を備へざる可からざるのみならず其の收入に屈伸力あることを要するものなり。

第一 租税は國家又は公共團體に十分なる收入を供する資格あることを要す是れ租税の性質上當然のことなり而して此資格を全うせんには税源の豊富なることを要するのみならず各種の租税の特質を觀て之れが配合調和に依り收入を増加せしむるの策を講せざる可からず例之地租に於ける課税物件の調査と所得税に於ける或事實の調査を容易ならしむるものあるを以て二者の通性を利用して相互に補完せしむるが如し故に或種の租税にして正理上經濟上最も適合する所なりとするも收入の不十分なるものは財政上に於て適良なるものと云ふを得ざるなり反之假令正理上及び經濟上より論ずれば多少非難すべきものと雖も苟も收入を得るに於て十分なるものは財政上據て以て税源とせ

ざる可からず例之消費税の如きは從來世の非難を免れざりしものなりと雖も財政上尙ほ重きを爲すが如し然り而して收入は十分ならざる可からずとするも自ら一定の程度に止めざるときは歳出入の不適合を來し常に財政上の不便を惹起すのみならず之れに伴ふて生ずる弊害の恐るべきものあり故に其の收入は須らく經常歳入を蔽ふを以て適度とす可きなり。

第二 租税は其收入に屈伸力あることを要す。

人口の増加國運の發展に伴ふて國家又は公共團體は諸種の設備を要し公務の多端を來すは到底免る可からず故に之れが經費に應當す可き租税も亦經費の變動に伴ふて屈伸力あるものを撰定するときは經費の増加毎に新に租税を設定するが如き必要なく常に收支の調和を得べし經濟社會の變動に影響せらるる收入を以て歳入の大部分を占むるものに在りては殊に租税の伸縮力を要すること大なり例之収益税は經濟社會の幼稚なるに當りては豊富なる財源にして能く十分の收入を得べしと雖も經濟上の進歩に伴ふて増加することを得ざるものなれば忽ち其收入は以て支出を蔽ふに足らざるに至るは賭易きの理なり。

第一節 財政上の原則

財政上の原則は國家又は公共團體の便宜を基礎として觀察したる結論にして租税は必要なる經費を支辨するに十分なる資格を備へざる可からざるのみならず其の收入に屈伸力あることを要するものなり。

第一 租税は國家又は公共團體に十分なる收入を供する資格あることを要す是れ租税の性質上當然のことなり而して此資格を全うせんには税源の豊富なることを要するのみならず各種の租税の特質を觀て之れが配合調和に依り收入を増加せしむるの策を講せざる可からず例之地租に於ける課税物件の調査と所得税に於ける或事實の調査を容易ならしむるものあるを以て二者の通性を利用して相互に補完せしむるが如し故に或種の租税にして正理上經濟上最も適合する所なりとするも收入の不十分なるものは財政上に於て適良なるものと云ふを得ざるなり反之假令正理上及び經濟上より論ずれば多少非難すべきものと雖も苟も收入を得るに於て十分なるものは財政上據て以て税源とせ

ざる可からず例之消費税の如きは從來世の非難を免れざりしものなりと雖も財政上尙ほ重きを爲すが如し然り而して收入は十分ならざる可からずとするも自ら一定の程度に止めざるときは歳出入の不適合を來し常に財政上の不便を惹起すのみならず之れに伴ふて生ずる弊害の恐るべきものあり故に其の收入は須らく經常歳入を蔽ふを以て適度とす可きなり。

第二 租税は其收入に屈伸力あることを要す。

人口の増加國運の發展に伴ふて國家又は公共團體は諸種の設備を要し公務の多端を來すは到底免る可からず故に之れが經費に應當す可き租税も亦經費の變動に伴ふて屈伸力あるものを撰定するときは經費の増加毎に新に租税を設定するが如き必要なく常に收支の調和を得べし經濟社會の變動に影響せらるゝ收入を以て歳入の大部分を占むるものに在りては殊に租税の伸縮力を要すること大なり例之収益税は經濟社會の幼稚なるに當りては豊富なる財源にして能く十分の收入を得べしと雖も經濟上の進歩に伴ふて増加することを得ざるものなれば忽ち其收入は以て支出を蔽ふに足らざるに至るは賭易きの理な

り交通税は能く經濟上の進歩に伴ふものにして屈伸力を有すと雖も一旦戰爭内亂其他經濟社會の恐慌を來すに當りてや之れに依る收入は著しく減少するものなるを以て到底之れを以て良好のものとなすこと能はざるなり消費税は其種類の撰定を誤らずして徴收方法の宜しきを得ば交通税に勝ること萬々にして能く財政上の原則に適合すと雖も正理の原則に反するものあり反之所得税は一定の税率に依りて所得より徴收するものなれば能く經濟社會の變動に應ずることを得て最も屈伸力に富み且つ如上の諸税の如き缺點を見ず財政上の効用に於て諸税の租税中重要な地位を占むる所以なり。

第三 租税の徴收は國庫並に納税者に對し簡易迅速正確なることを要す。徴收の手續を簡易にし主計及び之れが監督を正確にし徴收の時期も亦租税の種類に依り納税者に便利なるものを考へるが如きは租税行政上最も努むべき所とす。

徴收の方法とは納税者の負擔額を國庫に收納する行爲の全體を云ふ而して此方法に種々ありと雖も徴收事務の取扱者を標準とするときは (一) 直接管理

法及び (二) 間接管理法(請負法)の二種となすことを得可し此外尙ほ折中方法として共に利害關係を有する直接管理法又は地方團體をして徴收を擔保せしむる方法等あり。

請負法は定期に定額を收納し且つ請負人の欲望を利用して徴收費を節減し納税者の負擔と國庫の收入とを接近せしむるの利あり然れども他方面より觀察すれば請負人の我利專横を來し所謂徴收費の節減も徒らに請負人の利益を満足せしむるに過ぎずして人民は益租税を憎むに至るの弊なきに非ず故に此方は監督を嚴にして或は其の弊を除去し得べしとするも之れが適用は唯直接税若くは單純なる小團體に見ることを得るのみにして文化の發達したる國家其他の大團體に見ることを得ざるなり。

反之直接管理法は徴收の任に當る者の我利專横に流るゝ餘地なきが故に自ら廉潔にして相當の威嚴を保ち國家と人民との調和を得べく又徴收費の如きも精密なる收支簿に依りて其の額を知ることを得べし。

要之徴收方法の要件は (一) 滯納若くは不納の者を生ぜず迅速に國庫に收納

せられざる可からず (二) 安全を旨として會計法を設け會計検査院に依り詐欺若くは錯誤の危険を防遏せんことを注意せざる可からず (三) 納税額と收入額との近接を期せざる可からざるを以て租税の種類に従ひ徴收の時期場處及び形式を撰定せざる可からざるなり。

第二節 正理上の原則

前述の如く財政上の原則は時と處とに依りて變遷するを以て事實上より論ずるときは財政上正理と認む可きものも亦時と處との影響を免れず蓋し正理なる觀念は固く抽象的なるが故に學理上租税の特質より論じて正理に對する斷案を下し得ざるに非ずと雖も唯正理と認む可き事項は法制に依り風俗習慣に依り又經濟顯象の如何に依りて差別あるものにして時と處とにより同一ならざるなり爰に正理とは其の内容に於て一般公平合法道なるを謂ふ。

第一 租税の負擔は一般的ならざる可からず租税負擔の一般とは階級の如何を問はず有形の財貨と無形の勞力とを論せず國民は一般に租税を負擔せざる可からざることを謂ふものにして必ずしも國民は總ての租税を負擔せざる可

らずと謂ふに非ず故に小額の所得又は財産を有する者をして或種の直接税を免れしむることあるも之れ社會政策上より設けたる正理の原則に對する例外に非ず唯要は租税と各納税者の經濟狀況との間に權衡を保ち其の經濟狀況に應じて遞進せしむるにあり事實上負擔すること能はざる者に賦課するは却て正理の原則に反す可く殊に間接税に在りては如何なる貧究狀態に於ても免る可からざるものあるを見れば全然租税の負擔を免るゝものなしと謂はざる可からず。

此原則は外國に在りて内國より所得を收め若くは外國に於て營業する者に付ても苟も國民たる以上は納税の義務あること疑なしと雖も外國人の納税義務に付ては多少疑問の余地なきに非ず從來外國人には全然負擔を免じたと内國人に比し却て重税を課したるとの極端なる二主義ありしが近來外國人と雖も其の居住の如何を問はず苟も内國より所得を收むる者には盡く之れに課するに至れり。

次に公法人に付ては一定の原則なしと雖も多くは國税を免じ地方税を課する

が如し

終りに主権者及び其の一族の所得又は財産に付ては國稅を課せざるを通例とすれども地方稅に付ては之れに負擔せしむるもの少なからず。

第二 租稅の負擔は公平ならざる可からず。

人民に均一の租稅を負擔せしむる事實の許さざる所にして此の如きは眞に公平を得たるものに非ざるや明かなり故に各人の經濟上の地位狀況等に應じ一定の標準に依りて課せざる可からざれば言を俟たず然り而して此標準に二種あり双互主義及び應能主義之れなり。

一 双互主義

國家の保護に依りて利益を受くる者は其の受くる利益に對して報償する所なかる可からず故に人民は國家の保護に依りて受くる利益の多少に従ひ之れに對する報償義務を負はざる可からず之れ即ち租稅なりと論ずる者あれども其の利益の多少は到底個別的に又分配的に打算して各人の負擔額を決することを得ず殊に國家の經營する諸種の設備より得る利益に於て然りと

す租稅の手数料と異なる點を知らば同時に其の到底實行す可からざるものたるを知る可し故に國家又は公共團體の或設備に對して利益を受くる者の制限的なるものに在りては例外として此方法に依る可きものあるべしと雖も之れを根據として概括的に租稅賦課の標準となし負擔の公平を期せんとするは誤謬の甚しきものなり夫れ國家の保護は各人の生命財産に及ぶものなり國家は國民全體の精神的並に經濟的福利を増進するを以て目的とするものなり故に其の目的の遂行手段たる經費は最も公平に國民の均しく分擔す可きものとす然り而して租稅負擔額の標準として双互主義の採る可からざることを斯の如し是れ今日主として應能主義の行はるゝ所以なり。

二 應能主義

此主義は實際上前主義と同一に歸するものありと雖も其の根據に於ては全く異なるものなり租稅は國家組織の理論上當然負擔せざる可からざる一般義務にして負擔は各人に對し多少の苦痛なりと雖も苟も國民にして國家に貢獻せざる可からざる絶對義務ありとせば國家團體の一員として均しく其

負擔を分たざる可からざるや言を俟たず然り而して經濟社會に於ける各人の財力には貧富の差異あるが故に客觀的に論ずるときは其の貢獻する所の犠牲に差異ある可きは當然なりと雖も其の分擔す可き苦痛は主觀的に平等均一ならざる可からず是れ負擔の公平を期せんが爲めに據て以て標準とす可きものは國民の應能力なりとする所以なり果して然らば應能力は如何にして之れを決す可きか所得は必ずしも之れが標準たるものに非ず何となれば所得は所得所有者の社會上に於ける地位及び生活狀態に依りて大に増減する所あればなり此の如く應能力は實際上直接に決定することを得ざるを以て間接に税源及び税率の撰定に依て決するものなり而して税率の撰定は比例税率に依る可きか或は累進税率に依る可きかは更に攻究を要する問題なり。

課税物件
の存在
に依る
居住者
の異なる
場合

課税物件の存在國と納税者の住居國と異なる場合に於ては各國家は自己の租税權の作用に依り負擔者は其國家と關係を有するの結果として各國家は自國の維持並に發達の爲めに要する費用の分擔を命じ納税者は之れに應ぜ

ざる可からざる當然の義務ありと雖も其間に又多少の區別を設く可き理由あるが如し例之土地家屋資本並に營業より生ずる利益に對する租税は課税物件の存在國に於て課し分頭税所得税並に消費税の如きは納税者の住居國若くは事實上消費の行はるゝ國に於て課し以て重複課税の弊を避く可きなり此理論は推して國家と地方自治團體との間若くは地方自治團體間に於ける關係に及ぼすことを待可し。

第三 租税は合法ならざる可からず。

財政上の事項殊に租税に付ては正理の觀念を必要とすと雖も課税物件の撰定評價は頗る困難なると租税の轉嫁は常に精知することを得ざるとに依り實際上に於ては正理の原則を嚴密に適用することを得ざるものあるべしと雖も期する所は常に法律の命ずる所に従ひ租税の主體客體及び額を明かにし賦課徵收を誤らず一般人民の利益を積へ租税と經費との間に平等の關係を保たしむるにあり我憲法第六十二條に新に租税を課し税率を變更するは法律を以て之を定む可し同第七十條に公共の安全を保持する爲め緊急の必要ある場合に於

て内外の情形に因り政府は帝國議會を召集すること能はざるときは勅令に依り財政上必要の處分を爲すことを得前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會に提出し其承諾を求むるを要すと規定せるは方今立憲諸國の採用する不動の原則なり是れ租税の良否は直ちに國民經濟の消長に關し國家の盛衰に重大なる影響を及ぼすものなるが故に之れが賦課徴收に付ては手續の慎重を要するものとし君主若くは一二政治家の專斷に依りて隨意に左右す可きものに非ず必ずや豫め法律を以て租税の性質納税者の種類課税物件税率徴收方法を定め其の規定に従て徴收す可きものなることを示せるものなり。

第四 租税は合道ならざる可からず。

租税は合道ならざる可からずとは或種の有害不正なる行爲を防遏せんが爲めに或種の物件に課税して直接に道德風俗の改良を計るの謂に非ず尤も租税の賦課が間接に或種の行爲を制限するの結果を生ずることなきに非ずと雖も之れ租税本來の目的に非ず然るに若し之れを以て目的と爲すときは課税は一變して禁止的の性質を帯び爲めに財政上の效果即ち收入を妨げ租税の本旨に反

するに至る可し是を以て租税の合道とは租税の性質をして不道德的ならしめざるを云ふ故に (一) 課税物件に關していへば犯罪行爲より生ずる收入に對して公然課税するが如きは租税の性質をして不道德的ならしむるものなり此の如きは元來免除し若くは課税することを許さざるものなることを知らざる可からず (二) 課税の結果に關して言へば賭博を誘ひ勤勉貯蓄の習慣を棄て、懶惰迷信を鼓舞するが如き租税も亦道德に合せざるものなり (三) 徴收方法に關して言へば苛酷にして緩慢なるが爲めに脱税者を生じ正直なる納税者をして不正直なる納税者の犠牲に陥らしむるが如きは斷じて許す可からざるなり。

第三節 經濟上の原則

租税法の社會經濟に及ぼす影響の大なるは争ふ可からざる事實なり假令負擔は同一なりとするも徴收方法の如何は國民納税の上に難易を生ずるものなり故に租税制度上國家は常に財政上及び正理上の原則に従ふ可きのみならず國民の一

般經濟現象に及ぼす影響の如何を參酌せざる可からず。

第一 租税は人民の所得より徴收し決して其の所有財産に及ぼす可からず。爰に所得より徴收す可しと謂ふは課税物件を撰定するに當り其所得を取る可きか若くは財産を取る可きかの問題とは關係なきものとす若し人民の所有財産に課税するときは須臾にして税源の枯渴を見る可く又課税が單に所得に止まり生活の必要費を侵蝕せずとするも收斂苛酷に失するときは資本を減殺し彼の所有財産に課税すると同じく國富の發達を害し國家の進運は得て期す可からず財産の相續若くは受贈に巨額の重税を課するも亦資本を減殺するものに外ならず又原料品に重税を課するが如きは直ちに資本に課税するものにして既製品の價格を騰貴せしめ經濟現象の擾亂を惹起すの恐なきに非ざるなり

第二 租税は可及的個人經濟並に國家經濟の自然の發達を障礙す可からず。租税は經濟社會に於ける財貨分配の一手段たるものなり故に租税を課するに當りては先づ之れが影響を攻究して財貨の生産循環分配及び消費に對して障礙なからんことを注意せざる可からず例之家屋税は事實上借家人の負擔に歸

し消費税は消費者に歸するが如き場合少からざるを以て課税物件の選擇を慎み徴收方法の便否を考へ徒らに納税者に威壓若くは束縛を加へず又妄りに税法を變更して課税の平準を亂さざらんことを期せざる可からず。

第五章 租税負擔の移轉(轉嫁)

私有財産制度の下に契約自由の原則に依りて需用供給の關係に對し自由競争の行はるゝに當り租税の事實上の負擔が果して那邊に歸するやを豫期し得べからざるものあるは怪しむに足らず蓋し國家は課税物件を撰びて納税者を定むと雖も當時の經濟社會に於ける納税者及び課税物件の地位狀況の如何に依りて物價及び所得の上に變動を來すこと少なからざるなり故に租税負擔の移轉に付ては物價及び所得の形成せらるゝ所以も亦觀察せざる可からず是を以て立法者が新に租税を賦課し若くは増徴せんとするに當りては常に人民の負擔力を審査するに止まらず尙ほ其影響する所をも攻究せざる可からざるなり。

租税轉嫁の現象は變化極なしと雖も大別するときは左の三種となすことを得べし。

- 一 配轉
- 二 前轉
- 三 後轉

第一 配轉とは租税の賦課若くは増徴あるも毫も平均を失することなく一般經濟社會に於て何人も特に其の負擔を感ずることなき状態に在る場合を云ふ是れ技術の進歩又は生産費の減少若くは生産額の増加の場合に見る現象なり蓋し此等の場合に於ては事實上人民の負擔が従前に比して重きこと明かなれども生産手段の改善は之れを償ふに足るものあるが故なり。

第二 前轉とは法律の豫期したる如く納税者より徴收したる負擔を轉じて擔税者に歸せしむるものにして酒煙草砂糖等に於ける間接消費税に見る所なり前轉の容易に行はる可き場合を舉ぐれば左の如し。

- 一 租税を賦課若くは増徴せらるゝ生産者か其生産事業を制限し得る場合

- 二 生産物供給の方法が獨占的なる場合
 - 三 課税物件が必要品にして且つ代用物なき場合
 - 四 生産者の經濟上の地位が消費者より優勢なる場合
- 而して前轉の容易に行はれ難き場合は技術上經濟上の設備が課税増徴に伴ふて發展せざる場合にして酒造税若くは奢侈品税の如き容易に消費を減縮し得るものに之れを見るなり。

第三 後轉とは法律の豫期に反して納税者が遂に擔税者たる場合にして間接税に於てのみならず直接税に於ても亦見る所なり。

後轉に關しては從來非常に論争せられたるものにして課税が豫期せざる者の負擔に歸するは負擔の公平を紊るものなり論者或は豫期に反する移轉も移轉なきに比すれば尙ほ財貨分配の原則上公平を得るに近しと爲す者あれども企業家資本家の如き社會上經濟上の優者の地位に立つ者は常に特別の利益を占めずとするも不利益の負擔は之れを勞働者消費者又は債務者等の劣者に轉嫁することを得るは賭易きの理にして社會政策問題の起因も亦こゝに存するも